

平成 22 年 度

# 新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

平成23年 3 月

新潟市経済・国際部雇用対策課

# は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇、定年制などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年 3月

新潟市経済・国際部

雇用対策課

# 目 次

調査の概要.....	1	第2 新規学卒者.....	14
第1 調査の内容.....	1	1 新規学卒者の採用状況.....	14
1 調査の目的.....	1	2 初任給.....	14
2 調査対象産業.....	1	第3 賃金.....	15
3 調査対象事業所.....	1	1 賃金.....	15
4 調査項目.....	1	2 所定内賃金の概況.....	16
5 調査時点.....	1	3 規模別所定内賃金.....	17
6 調査労働者.....	2	4 産業別所定内賃金.....	17
7 集計方法.....	2	5 男女別所定内賃金.....	18
8 賃金の分類.....	2	6 年齢別所定内賃金.....	19
9 公表.....	2	7 学歴別所定内賃金.....	20
第2 用語の説明.....	3	8 職種別所定内賃金.....	21
1 企業規模.....	3	9 勤続年数別所定内賃金.....	22
2 労働者.....	3	10 標準労働者の所定内賃金.....	23
3 就業形態.....	3	11 所定外賃金.....	24
4 職種.....	3	第4 労働日数，労働時間.....	25
5 労働時間.....	3	1 実労働日数，実労働時間数.....	25
6 賃金.....	4	2 労働時間の推移（年所定・ 月所定内・月所定外）...26	
7 1か月単位の変形労働時間制...4		3 所定労働時間.....	27
8 1年単位の変形労働時間制.....4		第5 休日・休暇.....	33
9 1週間単位の非定型的変形労働 時間制.....	4	1 休日数.....	33
10 再雇用.....	4	2 週休2日制.....	34
11 勤務延長.....	4	3 年次有給休暇.....	37
12 育児休業制度.....	4	4 特別休暇.....	38
13 介護休業制度.....	4	第6 育児休業制度.....	39
14 表中の符号等.....	4	1 育児休業制度の規定状況.....	39
第3 調査の結果.....	5	2 育児休業制度の利用状況.....	41
1 集計事業所，労働者の構成.....	5	第7 介護休業制度.....	44
2 新規学卒者.....	5	1 介護休業制度の規定状況.....	44
3 賃金.....	5	2 介護休業制度の利用状況.....	46
4 労働日数，労働時間.....	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度 .....	47
5 休日・休暇.....	6	第9 賃金の支払い形態.....	49
6 育児休業制度.....	6	1 賃金の支払い形態.....	49
7 介護休業制度.....	6	第10 定年制度.....	50
8 仕事と家庭の両立のための 支援制度.....	7	1 定年制の有無と定年年齢.....	50
9 賃金の支払い形態.....	7	2 定年延長の予定.....	51
10 定年制度.....	7	3 継続雇用.....	53
11 パートタイム労働者の賃金等...7		第11 パートタイム労働者の賃金等.....	55
調査結果の分析.....	8	1 集計労働者数等.....	55
第1 集計事業所，労働者の構成.....	8	2 パートタイム労働者の賃金支給 総額.....	56
1 集計事業所数及び一般労働者規模 .....	8	調査票.....	57
2 集計労働者数.....	8	付属統計表	
3 労働組合.....	13	付録	

# 調査の概要

## 第1 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施している。なお、新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

### 2 調査対象産業

建設業、製造業、情報サービス業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（一部業種を除く）

### 3 調査対象事業所

平成18年事業所・企業統計調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、966事業所（有効回答率48.3%）であった。

### 4 調査項目

#### (1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態
- シ 定年制

#### (2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 総実労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 賃金支給総額
- サ 所定外賃金

### 5 調査時点

平成22年7月31日現在

## 6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者18,283人（うちパートタイム労働者3,324人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

## 7 集計方法

(1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。

ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。

(2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。

単純算術平均...単純に数値の合計を数値の個数で除した値

加重算術平均...データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値

## 8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



## 9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

## 第2 用語の説明

### 1 企業規模

中小企業...企業全体において常時使用する従業員が300人未満(情報サービス業,卸売業,宿泊・飲食サービス業,医療・福祉,複合サービス事業及びサービス業では100人未満,小売業では50人未満),かつ資本金3億円未満(卸売業では1億円未満,情報サービス業,小売業,宿泊・飲食サービス業,医療・福祉,複合サービス事業及びサービス業では5,000万円未満)の企業をいう。

大企業...中小企業以外の企業をいう。

### 2 労働者

次のうちいずれかに該当する労働者で,就業形態が一般の労働者をいう。

(1) 期間を定めずに雇われている労働者

(2) 4か月以上継続して雇われている労働者

(3) 重役・理事等の役付であっても,一般の労働者と同じ規定(賃金表が同じ等)によって賃金の支払いを受けている者(事業主は除く)

### 3 就業形態

一般...一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで,パート以外の労働者をいう。

パート...1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が,同一の事業所に雇用される通常の労働者より少ない者をいう。

### 4 職種

管理...会社の事務部門,生産部門の中で,部長,課長,係長などのように監督的業務に従事する者をいう。なお,生産部門においては作業に従事しない職長,組長などの監督的地位にある者も含む。

事務・技術...経理,営業,人事,福利厚生等の事務的業務に従事する者や,研究,設計,看護等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産...生産現場,建設現場,販売及び自動車の運転等に従事する者をいう。

### 5 労働時間

実労働日数...調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい,たとえ勤務が1時間,半日でも1日と計算した。

実労働時間数...調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい,宿直,日直の時間は除く。

所定外労働時間数...早出,残業,休日出勤等の超過労働時間をいう。

所定労働時間...就業規則で定められた,始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間とした。

## 6 賃 金

賃金支給総額 ... 調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 ... 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

## 7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

## 8 1年単位の変形労働時間制

1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

## 9 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる勤務制度。

## 10 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

## 11 勤 務 延 長

定年年齢到達者を退職させずに退職の時期を延長すること。

## 12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

## 13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

## 14 表中の符号等

「 」 .....該当なし

「 」 .....回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」 .....単位未満

## 第3 調査の結果

### 1 集計事業所，労働者の構成

～全事業所の16.9%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は966事業所で，このうち中小企業は725事業所（75.1%），大企業は241事業所（24.9%）となっている。（第1表）
- (2) 一般労働者は14,959人で，男女別構成は男性10,391人（69.5%），女性4,568人（30.5%）となっている。また，規模別では中小企業11,312人（75.6%），大企業3,647人（24.4%）となっている。（第2表，第3表）
- (3) 平均年齢は41.3歳で，規模別では中小企業41.9歳，大企業39.4歳と中小企業の方が高い。一方，勤続年齢は中小企業12.1年，大企業13.1年と大企業の方が長くなっている。（第4表，第6図）
- (4) 障がい者を雇用している事業所は，中小企業112事業所，大企業51事業所で，これらは全体の16.9%を占めている。また，常用労働者43,004人のうち障がい者は，中小企業239人，大企業108人で，これらは全体の0.8%となっている。（第5表，第6表）

### 2 新規学卒者

～大学卒初任給の平均は事務・技術，生産ともに前年に比べ増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は，高校卒事務・技術159,075円，高校卒生産152,941円，専門学校卒事務・技術178,067円，専門学校卒生産160,189円，短大・高専卒事務・技術167,574円，大学卒事務・技術190,024円，大学卒生産185,188円となり，前年に比べ事務・技術は短大・高専卒を除き増加，生産は高校卒を除き増加している。（第9表）

### 3 賃 金

～所定内賃金は262,701円，所定外賃金は17,052円で，ともに前年に比べ増加～

- (1) 平成22年7月の所定内賃金は262,701円となり，前年に比べ1,534円増加している。規模別では中小企業が253,700円，大企業が290,621円であり，規模間格差は87.3となっている。（第4図，第5図，第6図）
- (2) 男女間格差（男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金）は，中小企業が75.3，大企業が70.7となっている。産業別では，最も格差が小さいのは中小企業，大企業ともに医療・福祉で，逆に最も格差が大きいのは，中小企業では金融・保険業，大企業では建設業となっている。（第11表）
- (3) 平成22年7月の所定外賃金は17,052円となり，前年に比べ1,124円増加している。規模別では中小企業が15,861円，大企業が20,746円となっている。（第17表，第4図）

### 4 労働日数，労働時間

～実労働日数は22.0日，総実労働時間数は177.9時間で，所定外労働時間数が前年に比べ増加～

- (1) 平成22年7月の実労働日数は22.0日，規模別では中小企業が22.1日，大企業が21.5日となっている。産業別では，中小企業では運輸・郵便業が，大企業では宿泊・飲食サービス業が最も多くなっている。（第18表）



- (2) 平成22年7月の総実労働時間数は177.9時間(所定内167.7時間,所定外10.2時間)となり,前年に比べ0.9時間増加(所定内0.1時間減少,所定外1.0時間増加)している。規模別では中小企業が178.9時間(所定内168.9時間,所定外10.0時間),大企業が174.9時間(所定内164.1時間,所定外10.8時間)となっている。産業別では,中小企業,大企業とも運輸・郵便業が最も多くなっている。(第18表)
- (3) 年所定労働時間は1,968時間19分となっている。規模別では中小企業が1,981時間11分,大企業が1,929時間49分となっている。産業別では,中小企業,大企業とも運輸・郵便業が最も多くなっている。(第19表)
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は63.9%で,規模別では中小企業が65.5%,大企業が59.3%となっている。また,「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合は,43.7%と最も多い。(第23表)

## 5 休日・休暇

~全事業所の58.5%で「完全週休2日制」を実施,年次有給休暇の取得率は34.7%~

(1) 年間休日数の平均は,107.1日(中小企業105.2日,大企業113.0日)となっている。産業別では,中小企業は金融・保険業,大企業では建設業が最も多くなっている。(第24表)

(2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は,全体の96.3%となっている。規模別では中小企業が96.4%,大企業が95.9%となっている。

また,週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が,全体の58.5%と最も多い。規模別でも中小企業,大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く,それぞれ51.5%,79.3%となっている。(第25表)

なお,何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は全体で95.1%となっている。(第26表)

(3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で16.4日(中小企業16.4日,大企業16.5日)となっている。取得日数をみると,全体で5.7日(取得率34.7%),中小企業で5.6日(同34.1%),大企業で6.0日(同36.2%)となっている。取得率を産業別でみると,最も高いのは中小企業で医療・福祉(50.5%),大企業で金融・保険業(53.8%)であり,一方,最も低いのは中小企業,大企業ともに宿泊・飲食サービス業で,それぞれ14.7%,16.4%となっている。(第28表)

## 6 育児休業制度

~育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は,女性で88.9%,男性で1.4%~

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は87.4%となっている。また,平成21年7月1日から平成22年6月30日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち,育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は,女性で88.9%,男性で1.4%となっている。(第31表,第33表)

## 7 介護休業制度

~介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.3%~

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は81.6%となっている。また,平成21年7月1日から平成22年6月30日までに同制度の規定のある事業所で,利用者のいた事業所の割合は2.3%と

なっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が68.4%、男性が31.6%となっている。(第34表、第35表、第36表)

## 8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所は、育児については65.9%、介護についても65.9%となっている。(第37表)

## 9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が68.9%～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が68.9%と最も多くなっている。(第38表)

## 10 定年制度

～継続雇用を制度化している事業所の割合は9割を超える、形態別では「再雇用」が71.6%～

(1) 定年制を実施している事業所は96.1%となり、前年に比べ2.0ポイント増加している。規模別で見ると中小企業が94.7%、大企業が100%となっている。(第39表)

(2) 定年制を採用している事業所のうち、定年延長の予定がある事業所は15.9%となり、前年に比べ0.4ポイント減少している。延長後の定年予定年齢は、平均で65.3歳となっている。(第40表)

(3) 定年制を採用している事業所のうち、継続雇用を制度化している事業所は92.5%となり、前年に比べ0.1ポイント増加している。継続雇用の形態別では、再雇用制度のみ採用している事業所が71.6%、勤務延長のみを採用している事業所が8.0%、再雇用と勤務延長を併用している事業所が12.1%となっている。(第41表、第28図)

## 11 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は109.2時間、1時間当たりの所定内賃金は910円～

(1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,324人で、男性614人(18.5%)、女性2,710人(81.5%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第42表)

(2) パートタイム労働者の平成22年7月の総実労働時間数は109.2時間(所定内107.0時間、所定外2.2時間)となっている。(第43表)

(3) パートタイム労働者の平成22年7月の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したものは)910円となっている。(第45表)

# 調査結果の分析

## 第1 集計事業所，労働者の構成

### 1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は966事業所で，このうち産業別の事業所数は，建設業185事業所（19.2%）製造業203事業所（21.0%）情報サービス業10事業所（1.0%）運輸・郵便業54事業所（5.6%），卸売・小売業239事業所（24.7%），金融・保険業53事業所（5.5%），宿泊・飲食サービス業21事業所（2.2%），生活関連サービス・娯楽業25事業所（2.6%），医療・福祉107事業所（11.1%），複合サービス事業19事業所（2.0%），サービス業50事業所（5.2%）となっている。

規模別の事業所内訳は，全体では中小企業が725事業所（75.1%）で7割以上となっている。産業別では，建設業，製造業は中小企業が9割以上と高くなっているが，金融・保険業，複合サービス事業は3割以下と，他の産業に比べ中小企業の割合は低くなっている。（第1表）

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位：事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	944 (100.0%)	690 (73.1%)	254 (26.9%)
産 業 計	966 (100.0%)	725 (75.1%)	241 (24.9%)
建 設 業	185 (19.2%)	175 94.6%	10 5.4%
製 造 業	203 (21.0%)	194 95.6%	9 4.4%
情 報 サ ー ビ ス 業	10 (1.0%)	7 70.0%	3 30.0%
運 輸 ・ 郵 便 業	54 (5.6%)	43 79.6%	11 20.4%
卸 売 ・ 小 売 業	239 (24.7%)	156 65.3%	83 34.7%
金 融 ・ 保 険 業	53 (5.5%)	8 15.1%	45 84.9%
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	21 (2.2%)	13 61.9%	8 38.1%
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	25 (2.6%)	11 44.0%	14 56.0%
医 療 ・ 福 祉	107 (11.1%)	78 72.9%	29 27.1%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19 (2.0%)	4 21.1%	15 78.9%
サ ー ビ ス 業	50 (5.2%)	36 72.0%	14 28.0%

（注）（ ）内は全体に占める割合，                      内は各区分に占める割合

### 2 集計労働者数

#### (1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は14,959人で，男性が10,391人（69.5%），女性が4,568人（30.5%）となっている。産業別構成比で見ると，製造業24.7%，建設業20.7%，卸売・小売業18.4%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男女別構成比	
	集 計 数	構 成 比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	15,142 人	100.0 %	10,493 人	4,649 人	69.3 %	30.7 %
産 業 計	14,959	100.0	10,391	4,568	69.5	30.5
建 設 業	3,090	20.7	2,697	393	87.3	12.7
製 造 業	3,694	24.7	2,714	980	73.5	26.5
情 報 サービス業	209	1.4	169	40	80.9	19.1
運 輸 ・ 郵 便 業	914	6.1	810	104	88.6	11.4
卸 売 ・ 小 売 業	2,758	18.4	2,022	736	73.3	26.7
金 融 ・ 保 険 業	736	4.9	410	326	55.7	44.3
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	195	1.3	129	66	66.2	33.8
生 活 関 連 サービス・娯楽業	363	2.4	217	146	59.8	40.2
医 療 ・ 福 祉	1,881	12.6	418	1,463	22.2	77.8
複 合 サービス事業	295	2.0	183	112	62.0	38.0
サ ー ビ ス 業	824	5.5	622	202	75.5	24.5

(2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が11,312人(75.6%)、大企業が3,647人(24.4%)となっている。産業別にみると、建設業、製造業で中小企業の割合がそれぞれ92.0%、91.4%と高く、一方、金融・保険業、複合サービス事業で大企業の割合がそれぞれ83.3%、79.7%と高くなっている。(第3表)

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

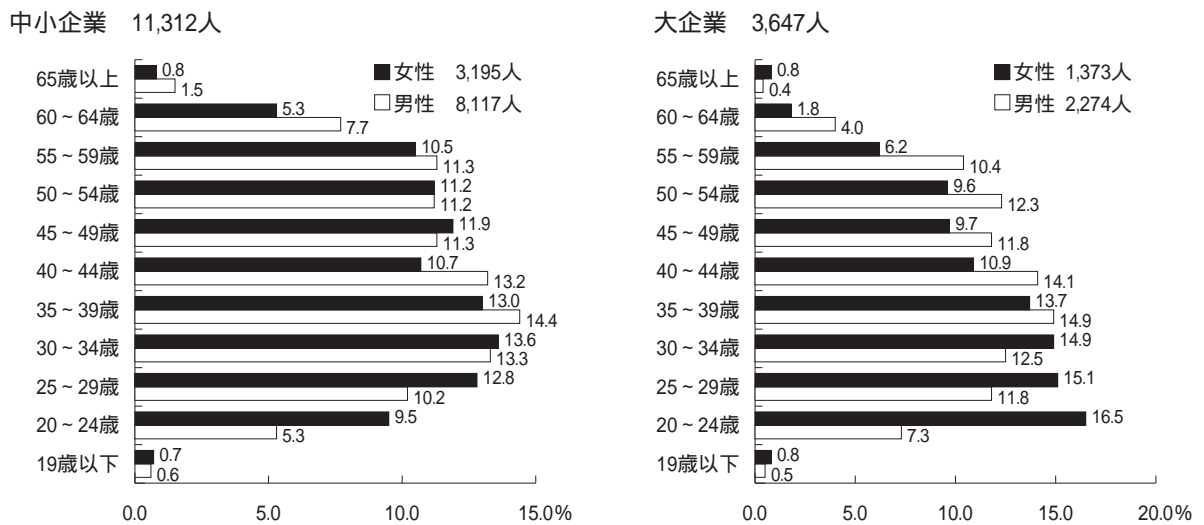
区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
前 年 産 業 計	10,824 人	71.5 %	4,318 人	28.5 %
産 業 計	11,312	75.6	3,647	24.4
建 設 業	2,844	92.0	246	8.0
製 造 業	3,376	91.4	318	8.6
情 報 サービス業	159	76.1	50	23.9
運 輸 ・ 郵 便 業	713	78.0	201	22.0
卸 売 ・ 小 売 業	1,819	66.0	939	34.0
金 融 ・ 保 険 業	123	16.7	613	83.3
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	110	56.4	85	43.6
生 活 関 連 サービス・娯楽業	176	48.5	187	51.5
医 療 ・ 福 祉	1,370	72.8	511	27.2
複 合 サービス事業	60	20.3	235	79.7
サ ー ビ ス 業	562	68.2	262	31.8

### (3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で41.3歳（男性42.1歳，女性39.5歳）となっている。規模別では中小企業が41.9歳（男性42.5歳，女性40.6歳），大企業が39.4歳（男性40.9歳，女性37.0歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業，大企業ともに30歳代の割合が最も高く，中小企業では27.7%（2,249人），大企業では27.4%（623人）となっている。女性の場合は，中小企業では30歳代の割合が最も高く，26.6%（850人），大企業では20歳代の割合が最も高く31.6%（434人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



### (4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.3年（男性13.1年，女性10.5年）となっている。規模別にみると，大企業（13.1年）の方が中小企業（12.1年）よりも長くなっている。産業別にみると，金融・保険業が14.7年と最も長く，一方，宿泊・飲食サービス業が7.9年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区分	規模計			中小企業			大企業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前年産業計	12.1	12.8	10.5	11.6	12.0	10.6	13.3	15.0	10.3
産業計	12.3	13.1	10.5	12.1	12.6	10.7	13.1	14.9	10.1
建設業	13.2	13.3	11.9	12.8	12.9	12.0	17.8	19.0	11.2
製造業	13.8	14.0	13.4	13.6	13.7	13.3	16.6	17.9	13.9
情報サービス業	8.6	8.9	7.4	9.4	9.8	6.7	5.9	4.5	8.1
運輸・郵便業	12.6	12.8	11.0	11.2	11.2	11.0	17.6	18.4	11.3
卸売・小売業	13.1	13.8	11.1	12.6	13.1	11.3	13.9	15.0	10.8
金融・保険業	14.7	16.7	12.2	15.1	18.3	7.1	14.6	16.3	12.8
宿泊・飲食サービス業	7.9	9.3	5.2	7.8	9.8	4.9	8.0	8.7	5.7
生活関連サービス・娯楽業	9.4	10.3	8.1	9.7	10.7	8.3	9.1	9.9	8.0
医療・福祉	8.8	9.0	8.7	8.9	9.0	8.9	8.3	8.9	8.1
複合サービス事業	14.2	16.2	11.0	12.1	10.7	14.8	14.8	17.7	10.2
サービス業	8.5	9.3	5.8	8.6	9.3	6.4	8.1	9.2	4.5

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は163事業所で、全体の16.9%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は、製造業（24.6%）、医療・福祉（24.3%）、生活関連サービス・娯楽業（20.0%）とつづいている。（第5表）

また、平成14年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、平成19年度以降減少となり、ほぼ横ばいの傾向となっている。（第2図）

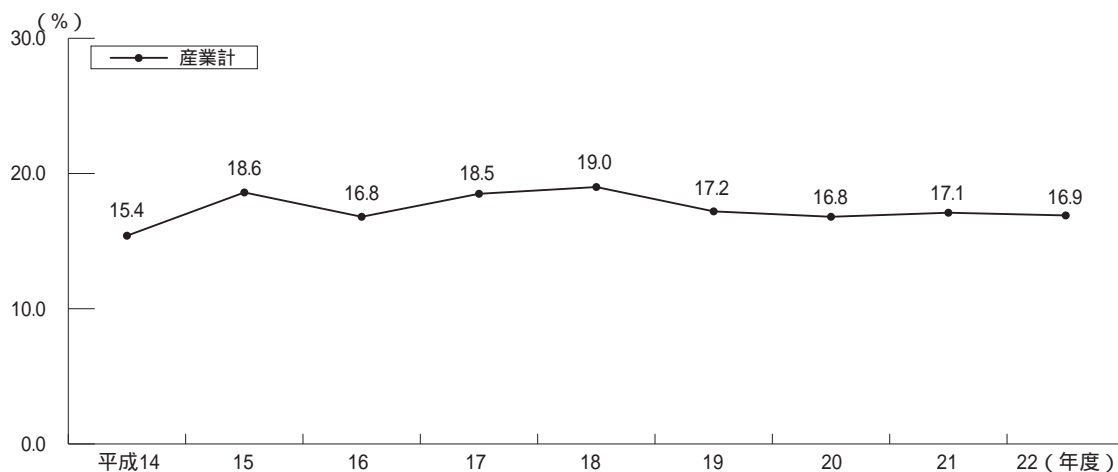
障がい者の雇用状況について、常用労働者43,004人のうち障がい者は347人（0.8%）となっている。（第6表）

また、平成14年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、平成17年度、22年度の増加、19年度の減少はあるが、ほぼ横ばいで推移している。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割合	事業所数	雇 用 事業所数	割合	事業所数	雇 用 事業所数	割合
前 年 産 業 計	944	161	17.1%	690	108	15.7%	254	53	20.9%
産 業 計	966	163	16.9%	725	112	15.4%	241	51	21.2%
建 設 業	185	22	11.9%	175	18	10.3%	10	4	40.0%
製 造 業	203	50	24.6%	194	47	24.2%	9	3	33.3%
情 報 サービス業	10	-	-	7	-	-	3	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	54	8	14.8%	43	6	14.0%	11	2	18.2%
卸 売 ・ 小 売 業	239	39	16.3%	156	22	14.1%	83	17	20.5%
金 融 ・ 保 険 業	53	5	9.4%	8	1	12.5%	45	4	8.9%
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	21	2	9.5%	13	1	7.7%	8	1	12.5%
生活関連サービス・娯楽業	25	5	20.0%	11	2	18.2%	14	3	21.4%
医 療 ・ 福 祉	107	26	24.3%	78	13	16.7%	29	13	44.8%
複 合 サービス事業	19	2	10.5%	4	-	-	15	2	13.3%
サ ー ビ ス 業	50	4	8.0%	36	2	5.6%	14	2	14.3%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

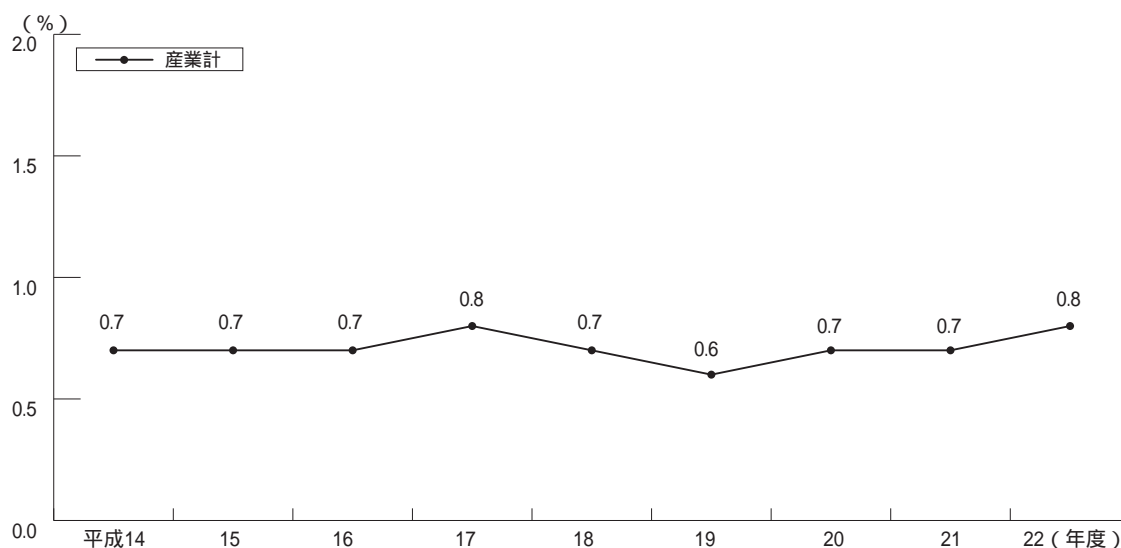
第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	43,461	324	0.7%	25,925	189	0.7%	17,536	135	0.8%
産 業 計	43,004	347	0.8%	27,607	239	0.9%	15,397	108	0.7%
建 設 業	5,902	27	0.5%	5,098	23	0.5%	804	4	0.5%
製 造 業	11,417	135	1.2%	8,940	103	1.2%	2,477	32	1.3%
情 報 サービス業	435	-	-	358	-	-	77	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	2,391	15	0.6%	1,788	11	0.6%	603	4	0.7%
卸 売 ・ 小 売 業	8,723	85	1.0%	4,431	57	1.3%	4,292	28	0.7%
金 融 ・ 保 険 業	1,261	5	0.4%	233	1	0.4%	1,028	4	0.4%
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	1,003	12	1.2%	505	10	2.0%	498	2	0.4%
生 活 関 連 サービス・娯楽業	810	7	0.9%	302	4	1.3%	508	3	0.6%
医 療 ・ 福 祉	7,287	47	0.6%	4,654	28	0.6%	2,633	19	0.7%
複 合 サービス事業	815	6	0.7%	81	-	-	734	6	0.8%
サ ー ビ ス 業	2,960	8	0.3%	1,217	2	0.2%	1,743	6	0.3%

- (注) 1 上表の数値は、調査事業所に雇用されている全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった調査労働者数(18,283人)以外も含む。  
 2 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



- (注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

### 3 労働組合

回答のあった966事業所のうち、労働組合「有」が239事業所（24.7%）となっている。

これを産業別にみると、金融・保険業で84.9%、複合サービス事業で78.9%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が57.7%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合
前 年 産 業 計	944	259	27.4%	690	88	12.8%	254	171	67.3%
産 業 計	966	239	24.7%	725	100	13.8%	241	139	57.7%
建 設 業	185	14	7.6%	175	11	6.3%	10	3	30.0%
製 造 業	203	39	19.2%	194	33	17.0%	9	6	66.7%
情報サービス業	10	-	-	7	-	-	3	-	-
運輸・郵便業	54	28	51.9%	43	17	39.5%	11	11	100.0%
卸売・小売業	239	61	25.5%	156	17	10.9%	83	44	53.0%
金融・保険業	53	45	84.9%	8	1	12.5%	45	44	97.8%
宿泊・飲食サービス業	21	-	-	13	-	-	8	-	-
生活関連サービス・娯楽業	25	4	16.0%	11	2	18.2%	14	2	14.3%
医療・福祉	107	23	21.5%	78	15	19.2%	29	8	27.6%
複合サービス事業	19	15	78.9%	4	1	25.0%	15	14	93.3%
サービス業	50	10	20.0%	36	3	8.3%	14	7	50.0%



## 第2 新規学卒者

### 1 新規学卒者の採用状況

回答のあった966事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、263事業所（27.2%）で、採用者数は643人となっている。（第8表）

第8表 産業別新規学卒者採用数

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数					
		計	中学卒	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒
前 年 産 業 計	280	819 <sup>人</sup>	6 <sup>人</sup>	229 <sup>人</sup>	176 <sup>人</sup>	108 <sup>人</sup>	300 <sup>人</sup>
産 業 計	263	643	2	159	143	82	257
建 設 業	49	103	2	37	12	8	44
製 造 業	48	155	-	80	14	4	57
情 報 サービス業	5	13	-	-	2	2	9
運 輸 ・ 郵 便 業	4	10	-	2	2	1	5
卸 売 ・ 小 売 業	48	73	-	12	18	5	38
金 融 ・ 保 険 業	28	38	-	-	-	6	32
宿泊・飲食サービス業	7	19	-	10	5	3	1
生活関連サービス・娯楽業	7	13	-	5	2	-	6
医 療 ・ 福 祉	57	197	-	10	86	49	52
複 合 サービス事業	4	10	-	1	-	-	9
サ ー ビ ス 業	6	12	-	2	2	4	4

### 2 初 任 給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術159,075円、生産152,941円、専門学校卒事務・技術178,067円、生産160,189円、短大・高専卒事務・技術167,574円、大学卒事務・技術190,024円、生産185,188円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	148,500	-	156,813	156,073	173,506	157,145	169,033	167,344	184,607	173,256
産 業 計	-	-	159,075	152,941	178,067	160,189	167,574	-	190,024	185,188
建 設 業	-	-	159,857	163,376	165,330	164,062	165,493	-	193,170	-
製 造 業	-	-	154,513	150,290	-	160,573	-	-	200,711	180,803
情 報 サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	185,889	-
運 輸 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	-	-	-	153,356	167,867	-	-	-	185,133	171,950
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	145,500	-	178,284	-
宿泊・飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	-	-	162,301	-	181,020	-	172,751	-	196,244	-
複 合 サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	168,167	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 第3 賃 金

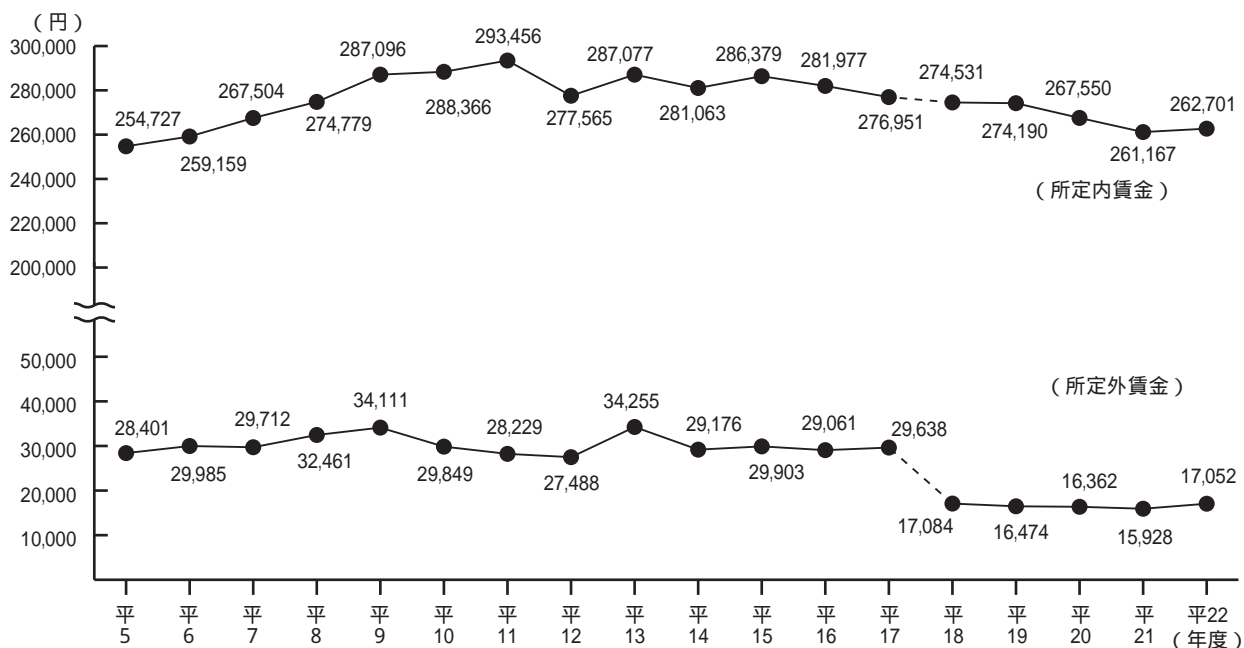
## 1 賃 金

平成5年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	37.7	38.1	38.2	38.7	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3
平均勤続年数(年)	11.2	11.6	11.9	12.5	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 2 所定内賃金の概況

平成22年7月の集計労働者平均所定内賃金は、262,701円（平均年齢41.3歳，平均勤続年数12.3年）となっている。

男女別では，男性で284,532円（平均年齢42.1歳，平均勤続年数13.1年），女性で213,043円（平均年齢39.5歳，平均勤続年数10.5年）となっている。

平均年齢は運輸・郵便業の46.0歳が最も高く，情報サービス業の36.4歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では，金融・保険業の14.7年，複合サービス事業の14.2年が長くなっており，逆に宿泊・飲食サービス業の7.9年が最も短くなっている。（第5図）

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	20	25	30	35	40	45万円
前年産業計	計	41.2	12.1					261,167	
	男性	41.9	12.8					283,010	
	女性	39.5	10.5	211,869					
産 業 計	計	41.3	12.3					262,701	
	男性	42.1	13.1					284,532	
	女性	39.5	10.5	213,043					
建 設 業	計	42.9	13.2					286,258	
	男性	43.2	13.3					297,930	
	女性	40.8	11.9	206,160					
製 造 業	計	42.3	13.8					247,116	
	男性	41.7	14.0					270,672	
	女性	43.9	13.4	181,881					
情報サービス業	計	36.4	8.6					275,853	
	男性	37.3	8.9					291,078	
	女性	32.2	7.4	211,531					
運輸・郵便業	計	46.0	12.6					234,889	
	男性	46.5	12.8					240,331	
	女性	42.3	11.0	192,504					
卸売・小売業	計	40.4	13.1					270,320	
	男性	41.2	13.8					294,022	
	女性	38.2	11.1	205,204					
金融・保険業	計	39.0	14.7					324,710	
	男性	41.3	16.7					383,708	
	女性	36.1	12.2	250,510					
宿泊・飲食サービス業	計	38.2	7.9					231,019	
	男性	40.1	9.3					255,496	
	女性	34.5	5.2	183,176					
生活関連サービス・娯楽業	計	37.2	9.4					269,715	
	男性	37.7	10.3					302,220	
	女性	36.6	8.1	221,403					
医療・福祉	計	38.0	8.8					243,362	
	男性	37.4	9.0					263,551	
	女性	38.2	8.7	237,593					
複合サービス事業	計	41.7	14.2					266,598	
	男性	43.8	16.2					298,166	
	女性	38.2	11.0	215,019					
サービス業	計	42.0	8.5					238,020	
	男性	43.0	9.3					256,411	
	女性	39.2	5.8	181,392					

### 3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が253,700円、大企業が290,621円で、規模間格差は87.3となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15	20	25	30	35万円
前年産業計	計	41.2	12.1	261,167				
	男性	41.9	12.8	283,010				
	女性	39.5	10.5	211,869				
規 模 計	計	41.3	12.3	262,701				
	男性	42.1	13.1	284,532				
	女性	39.5	10.5	213,043				
中 小 企 業	計	41.9	12.1	253,700				
	男性	42.5	12.6	272,747				
	女性	40.6	10.7	205,310				
大 企 業	計	39.4	13.1	290,621				
	男性	40.9	14.9	326,596				
	女性	37.0	10.1	231,038				

### 4 産業別所定内賃金

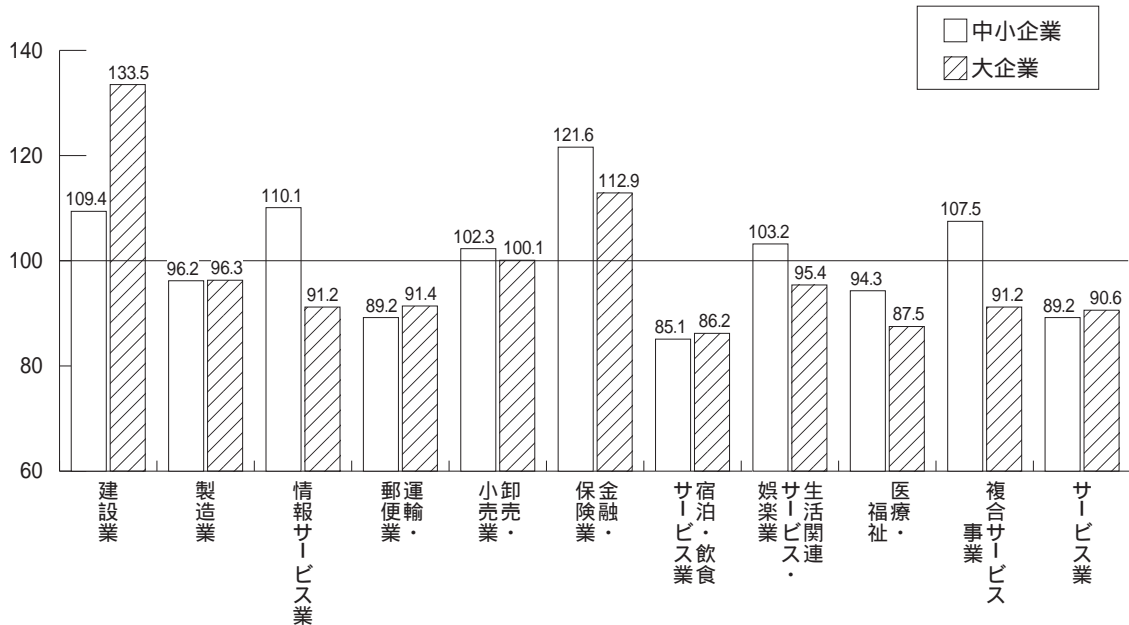
産業別で所定内賃金をみると、金融・保険業(324,710円, 39.0歳, 14.7年)が最も高く、以下、建設業, 情報サービス業, 卸売・小売業が続き、最も低いのは宿泊・飲食サービス業となっている。(第10表, 第5図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	261,167	250,775	287,218
産 業 計	262,701	253,700	290,621
建 設 業	286,258	277,453	388,058
製 造 業	247,116	244,024	279,944
情 報 サービス業	275,853	279,207	265,188
運 輸 ・ 郵 便 業	234,889	226,227	265,613
卸 売 ・ 小 売 業	270,320	259,618	291,053
金 融 ・ 保 険 業	324,710	308,462	327,970
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	231,019	215,933	250,541
生 活 関 連 サービス・娯 楽 業	269,715	261,790	277,174
医 療 ・ 福 祉	243,362	239,247	254,394
複 合 サービス 事 業	266,598	272,612	265,063
サ ー ビ ス 業	238,020	226,199	263,378

第7図 産業間格差の状況（産業計 = 100）



### 5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で74.9（男性284,532円，女性213,043円）となっている。規模別にみると，中小企業が75.3，大企業が70.7と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また，産業別にみると，格差が最も小さいのは，中小企業，大企業とも医療・福祉で，逆に最も格差が大きいのは，中小企業では金融・保険業，大企業では建設業となっている。（第11表，第6図）

第11表 男女別所定内賃金

区分	中小企業						格差	大企業						格差
	男性			女性				男性			女性			
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金		年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	
前年産業計	42.2	12.0	269,851	40.7	10.6	203,737	75.5	41.1	15.0	319,305	37.1	10.3	228,511	71.6
産業計	42.5	12.6	272,747	40.6	10.7	205,310	75.3	40.9	14.9	326,596	37.0	10.1	231,038	70.7
建設業	43.2	12.9	287,949	41.4	12.0	203,621	70.7	43.7	19.0	417,987	35.9	11.2	229,207	54.8
製造業	41.7	13.7	266,414	44.1	13.3	180,322	67.7	40.9	17.9	319,913	42.7	13.9	195,302	61.0
情報サービス業	37.0	9.8	287,275	29.9	6.7	223,134	77.7	39.1	4.5	308,695	34.5	8.1	199,928	64.8
運輸・郵便業	46.7	11.2	231,162	43.2	11.0	187,727	81.2	45.8	18.4	272,886	39.0	11.3	209,326	76.7
卸売・小売業	41.4	13.1	280,500	39.4	11.3	202,663	72.3	40.8	15.0	320,070	36.0	10.8	210,206	65.7
金融・保険業	44.8	18.3	350,017	32.2	7.1	203,980	58.3	40.4	16.3	392,915	36.6	12.8	256,106	65.2
宿泊・飲食サービス業	41.2	9.8	241,385	34.1	4.9	179,169	74.2	39.1	8.7	269,828	35.5	5.7	191,763	71.1
生活関連サービス・娯楽業	38.9	10.7	291,008	40.9	8.3	215,384	74.0	36.4	9.9	313,329	32.8	8.0	226,650	72.3
医療・福祉	37.8	9.0	262,808	38.4	8.9	232,584	88.5	36.3	8.9	265,487	37.6	8.1	251,137	94.6
複合サービス事業	46.1	10.7	305,509	45.1	14.8	211,519	69.2	43.2	17.7	296,177	36.6	10.2	215,827	72.9
サービス業	44.9	9.3	241,933	40.5	6.4	177,388	73.3	38.7	9.2	287,644	36.6	4.5	189,831	66.0

## 6 年齢別所定内賃金

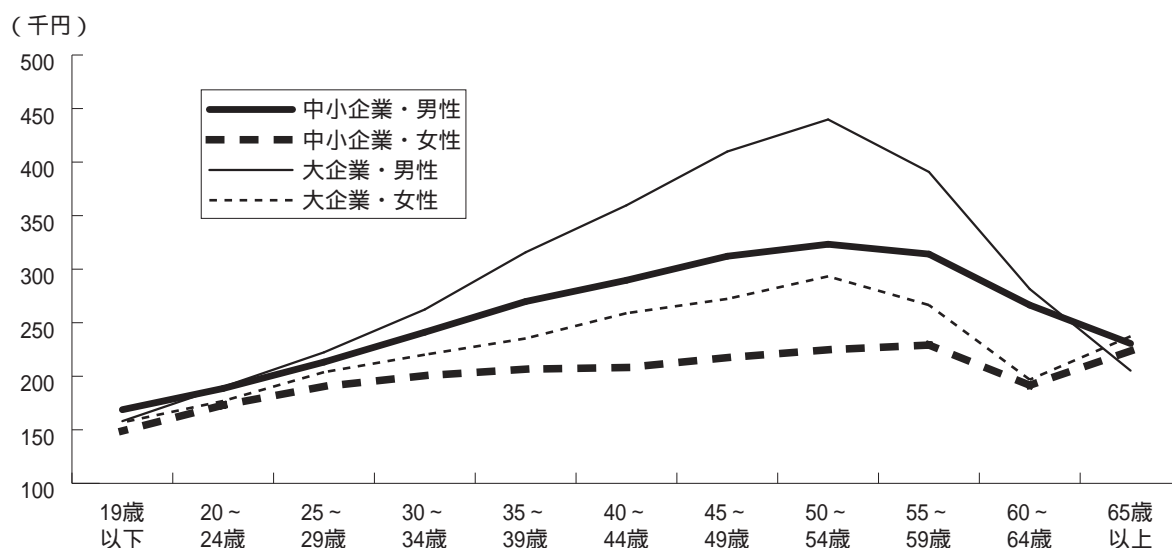
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、男性は中小企業、大企業とも「50～54歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、「60～64歳」で一旦下降、その後「65歳以上」で上昇、大企業では「50～54歳」まで上昇し、その後、下降に転じるが、「65歳以上」で再上昇が見られ、男性に比べると年齢段階別格差は小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
19歳以下	168,788	89.5	148,948	86.1	158,080	83.2	156,923	88.7
20～24歳	188,614	100.0	173,011	100.0	190,085	100.0	176,905	100.0
25～29歳	213,220	113.0	190,499	110.1	222,345	117.0	203,847	115.2
30～34歳	241,122	127.8	200,565	115.9	262,362	138.0	220,157	124.4
35～39歳	269,800	143.0	206,611	119.4	315,767	166.1	235,305	133.0
40～44歳	289,636	153.6	208,177	120.3	359,640	189.2	258,892	146.3
45～49歳	312,080	165.5	217,398	125.7	409,856	215.6	272,250	153.9
50～54歳	323,281	171.4	224,737	129.9	439,800	231.4	293,308	165.8
55～59歳	314,083	166.5	229,143	132.4	390,800	205.6	266,495	150.6
60～64歳	266,443	141.3	191,647	110.8	281,457	148.1	196,817	111.3
65歳以上	230,582	122.3	223,644	129.3	205,256	108.0	237,295	134.1

第8図 所定内賃金の年齢別推移



## 7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

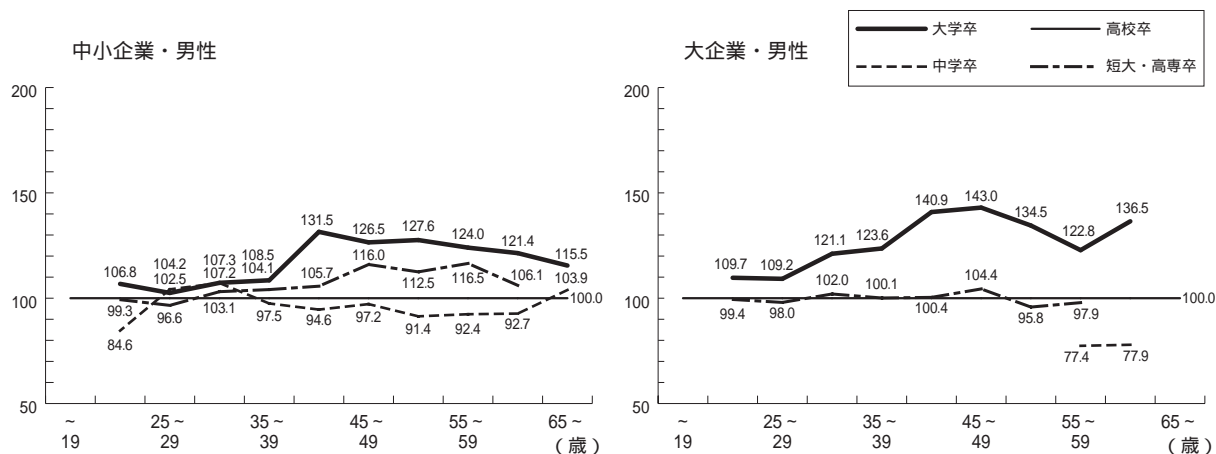
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも大学卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒との格差が大きい。(第9図)

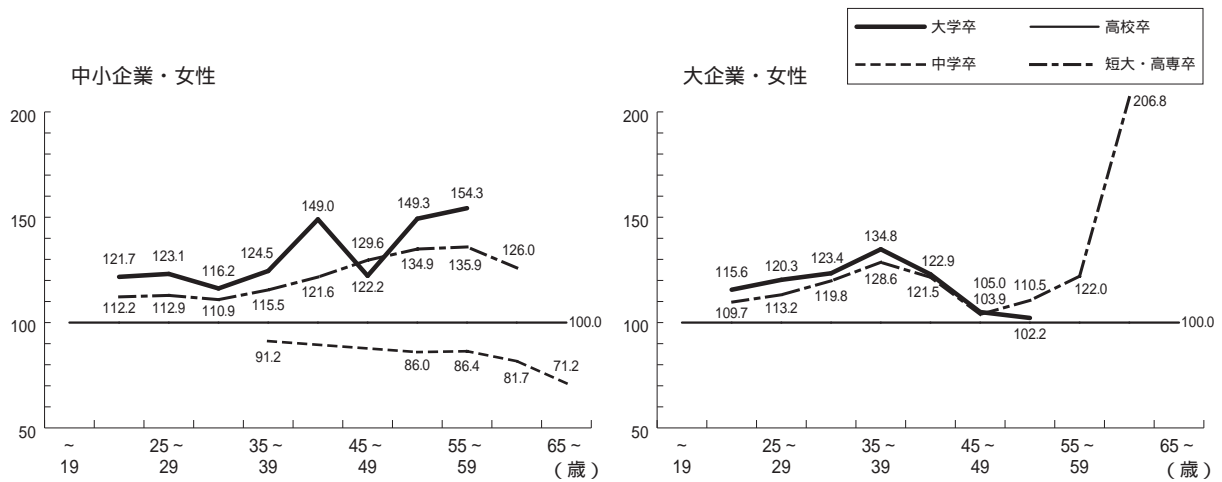
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	252,940	176,731	274,865	203,315	261,879	225,575	324,818	219,178
規 模 計	262,233	173,661	272,761	202,420	263,663	226,691	330,473	229,941
中 小 企 業	261,692	173,088	266,594	194,442	262,278	221,297	306,775	230,326
19歳以下	-	-	168,054	152,268	-	-	-	-
20～24歳	158,523	-	187,401	158,948	186,117	178,389	200,118	193,448
25～29歳	222,041	-	213,063	171,640	205,858	193,855	218,354	211,335
30～34歳	252,225	-	235,344	187,672	242,680	208,159	252,450	218,088
35～39歳	257,329	175,301	263,872	192,301	274,588	222,190	286,380	239,324
40～44歳	261,254	-	276,136	194,713	291,784	236,702	363,052	290,197
45～49歳	286,351	-	294,671	198,107	341,953	256,804	372,749	242,147
50～54歳	280,821	175,570	307,161	204,060	345,434	275,314	391,914	304,686
55～59歳	283,114	188,504	306,481	218,282	357,091	296,607	380,049	336,710
60～64歳	245,118	161,440	264,459	197,676	280,539	249,003	321,114	-
65歳以上	228,633	160,375	220,156	225,231	-	-	254,288	-
大 企 業	270,014	181,671	309,907	226,593	267,493	237,095	363,357	229,537
19歳以下	-	-	158,080	156,923	-	-	-	-
20～24歳	-	-	180,808	161,835	179,670	177,516	198,383	187,068
25～29歳	-	-	211,969	181,082	207,761	205,065	231,537	217,845
30～34歳	-	-	236,483	191,924	241,204	229,943	286,315	236,898
35～39歳	-	-	279,135	197,786	279,332	254,279	344,990	266,546
40～44歳	-	-	303,365	232,439	304,491	282,330	427,426	285,555
45～49歳	-	-	341,970	269,205	356,893	279,688	488,973	282,534
50～54歳	-	-	381,262	286,155	365,335	316,141	512,892	292,315
55～59歳	293,394	-	378,974	250,816	370,884	306,053	465,457	-
60～64歳	207,114	-	266,025	146,700	-	303,315	363,116	-
65歳以上	-	-	241,086	212,923	-	-	-	-

第9図 学歴間格差の年齢別推移





## 8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、「生産」の順になっている。(第14表、第10図)

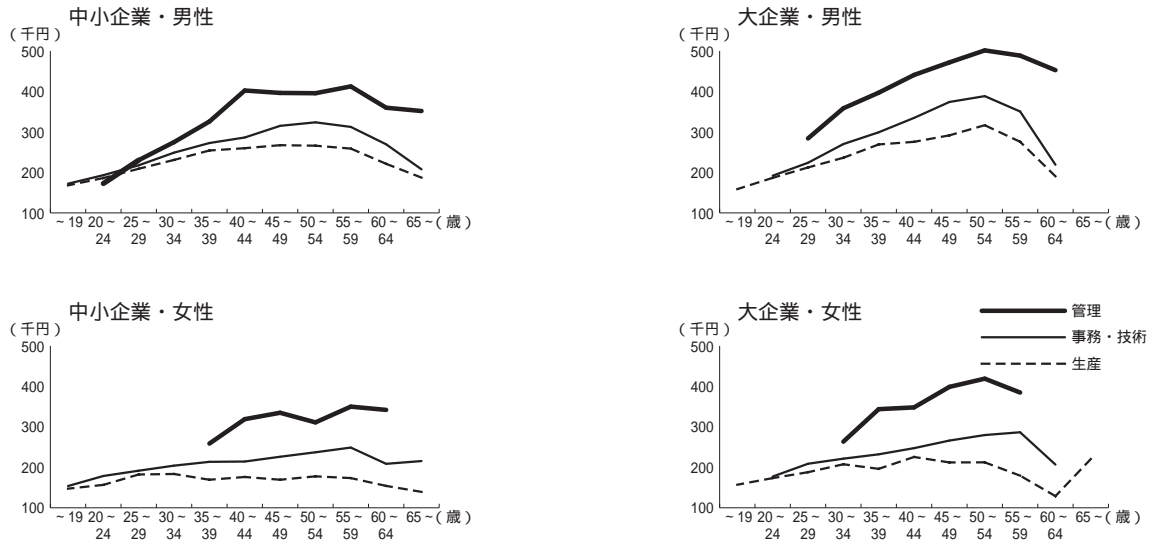
第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	398,956	316,308	277,596	219,248	238,771	173,833
規模計	403,783	342,926	273,305	216,289	242,162	176,642
中 小 企 業	376,259	320,326	268,771	211,496	241,028	170,639
19歳以下		-	172,117	153,732	168,024	147,260
20～24歳	172,595		193,185	178,580	186,137	156,612
25～29歳	230,318		217,614	191,640	209,060	182,284
30～34歳	274,877		248,880	204,128	230,896	183,517
35～39歳	325,739	258,652	272,610	213,519	254,187	169,275
40～44歳	402,332	318,953	286,288	214,284	259,855	176,124
45～49歳	396,366	334,773	315,047	226,070	267,291	169,297
50～54歳	395,651	310,992	323,742	237,120	266,023	177,706
55～59歳	412,431	349,887	312,406	248,758	258,886	173,398
60～64歳	359,815	341,826	269,418	208,607	221,254	154,070
65歳以上	351,672		207,622	215,459	187,193	139,284
大 企 業	460,923	371,829	285,065	227,211	249,903	193,812
19歳以下	-	-			158,742	157,008
20～24歳	-		191,804	177,151	186,584	173,355
25～29歳	283,971		223,812	208,790	212,245	187,908
30～34歳	358,431	263,368	270,058	221,346	236,222	207,523
35～39歳	396,937	343,659	299,161	232,105	269,124	196,247
40～44歳	440,768	347,990	334,670	247,326	275,561	225,517
45～49歳	471,803	398,660	374,023	266,039	291,573	212,041
50～54歳	501,450	418,988	388,467	279,697	316,634	212,272
55～59歳	488,583	384,710	350,517	286,574	275,693	179,413
60～64歳	452,573		218,971	206,741	190,493	128,783
65歳以上						220,441



第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

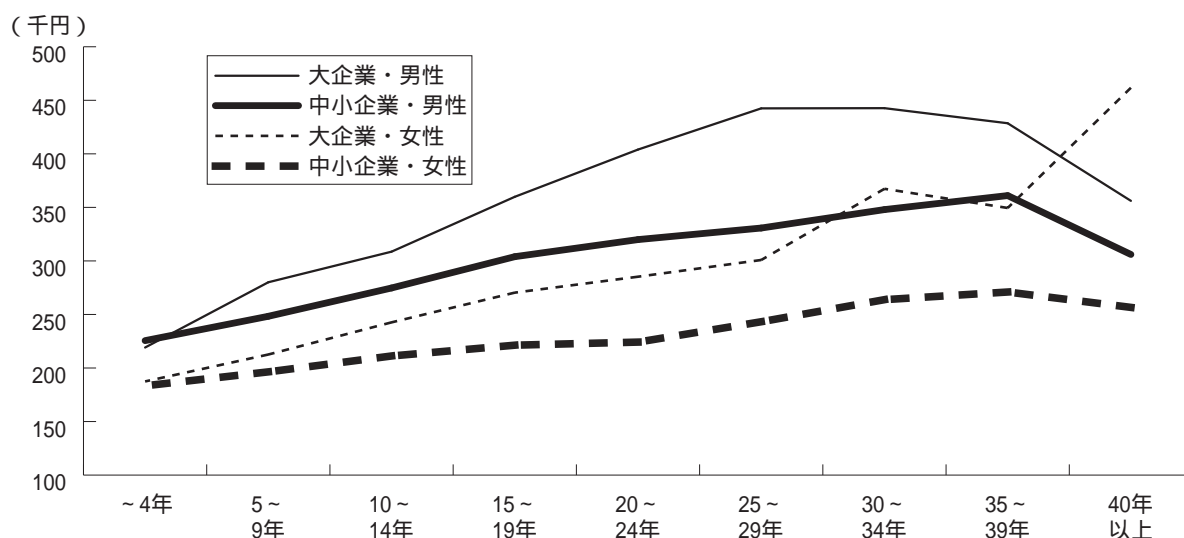
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男女とも中小企業で「35～39年」、大企業では「30～34年」がピークで、その後、下降に転じている。但し、大企業の女性では「40年以上」に再上昇が見られる。女性は男性に比べると一部を除き概ね勤続年数別格差は小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
0 年	215,558	100.0	176,811	100.0	206,373	100.0	174,506	100.0
1 年	220,433	102.3	176,445	99.8	201,513	97.6	179,773	103.0
2 年	227,007	105.3	183,591	103.8	227,027	110.0	189,752	108.7
3～4年	231,733	107.5	191,413	108.3	234,453	113.6	200,339	114.8
5～9年	248,293	115.2	196,389	111.1	280,077	135.7	212,590	121.8
10～14年	274,725	127.4	211,219	119.5	308,637	149.6	242,620	139.0
15～19年	303,961	141.0	221,301	125.2	359,868	174.4	270,381	154.9
20～24年	319,925	148.4	224,190	126.8	403,988	195.8	285,257	163.5
25～29年	330,712	153.4	243,197	137.5	442,462	214.4	300,870	172.4
30～34年	347,928	161.4	263,815	149.2	442,656	214.5	367,337	210.5
35～39年	361,021	167.5	270,962	153.2	428,571	207.7	349,456	200.3
40年以上	306,028	142.0	256,601	145.1	356,098	172.6	461,710	264.6

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



## 10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金

【男性】

勤続年数	年齢	中小企業				大企業			
		事務・技術		生産		事務・技術		生産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
		円		円		円		円	
0年	17歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
0年	18～19歳			163,448	85.8				
1～2年	18～19歳	173,762	90.2	174,317	91.5	-	-	158,435	84.4
3～4年	20～24歳	192,643	100.0	190,519	100.0	186,495	100.0	187,697	100.0
5～9年	25～29歳	221,858	115.2	214,161	112.4	241,695	129.6	229,483	122.3
10～14年	30～34歳	256,562	133.2	243,729	127.9	281,147	150.8	256,308	136.6
15～19年	35～39歳	281,236	146.0	272,493	143.0	312,312	167.5	298,490	159.0
20～24年	40～44歳	303,605	157.6	281,564	147.8	365,753	196.1	318,846	169.9
25～29年	45～49歳	328,233	170.4	289,823	152.1	405,337	217.3	296,266	157.8
30～34年	50～54歳	341,430	177.2	311,298	163.4	438,869	235.3	366,318	195.2
35～39年	55～59歳	378,109	196.3	289,147	151.8	415,439	222.8	305,035	162.5
40年以上	60歳以上	284,121	147.5	231,478	121.5	233,098	125.0		

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
		円		円		円		円	
0 年	17歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
0 年	18～19歳			154,191	98.6				
1～2年	18～19歳			149,877	95.8				
3～4年	20～24歳	176,265	100.0	156,370	100.0	185,854	100.0	158,103	100.0
5～9年	25～29歳	195,506	110.9	190,100	121.6	216,660	116.6	200,397	126.8
10～14年	30～34歳	212,229	120.4	190,935	122.1	239,432	128.8	230,691	145.9
15～19年	35～39歳	231,381	131.3	181,852	116.3	254,552	137.0	237,531	150.2
20～24年	40～44歳	247,952	140.7	187,733	120.1	273,139	147.0	265,646	168.0
25～29年	45～49歳	277,910	157.7	201,162	128.6	322,704	173.6	255,902	161.9
30～34年	50～54歳	283,368	160.8	208,365	133.3	319,057	171.7		
35～39年	55～59歳	288,728	163.8			341,289	183.6		
40年以上	60歳以上	227,945	129.3	-	-	-	-	-	-

11 所定外賃金

平成22年7月の集計労働者平均所定外賃金は、17,052円となっている。

男女別では、男性で20,558円、女性で9,077円となっている。

規模別にみると、中小企業が15,861円、大企業が20,746円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸・郵便業が36,474円で最も高く、金融・保険業、情報サービス業、建設業が続く、複合サービス事業が最も低くなっている。(第17表)

第17表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前 年 産 業 計	15,928	19,119	8,724	13,622	16,651	6,154	21,707	25,929	13,984
産 業 計	17,052	20,558	9,077	15,861	19,290	7,148	20,746	25,083	13,564
建 設 業	19,427	21,195	7,296	18,456	20,201	6,184	30,654	33,153	17,389
製 造 業	17,553	20,883	8,331	17,158	20,390	7,962	21,744	26,577	11,509
情 報 サービス業	21,857	24,232	11,820	24,385	25,631	15,724	13,817	17,751	7,917
運 輸 ・ 郵 便 業	36,474	39,349	14,081	35,926	39,017	11,804	38,419	40,528	22,097
卸 売 ・ 小 売 業	11,947	13,245	8,381	9,937	10,723	7,791	15,840	18,101	9,540
金 融 ・ 保 険 業	30,744	36,146	23,949	5,279	4,618	6,938	35,853	44,763	25,995
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	10,629	11,892	8,160	13,113	15,514	9,644	7,415	8,214	4,980
生 活 関 連 サービス ・ 娯 楽 業	15,803	17,147	13,806	14,824	16,669	11,894	16,725	17,620	15,473
医 療 ・ 福 祉	6,856	7,914	6,554	6,008	7,158	5,683	9,130	9,882	8,909
複 合 サービス 事 業	4,795	4,969	4,510	14,563	18,197	7,814	2,301	1,387	3,748
サ ー ビ ス 業	17,725	20,476	9,257	13,575	15,910	6,329	26,629	30,325	15,427

## 第4 労働日数，労働時間

### 1 実労働日数，実労働時間数

#### (1) 実労働日数

平成22年7月の実労働日数は，22.0日（中小企業22.1日，大企業21.5日）となっている。産業別にみると，運輸・郵便業が23.1日（中小企業23.3日，大企業22.1日）で最も多く，宿泊・飲食サービス業，建設業，生活関連サービス・娯楽業，卸売・小売業，サービス業が続いている。（第18表）

#### (2) 実労働時間数

平成22年7月の実労働時間数をみると，総実労働時間数は177.9時間（中小企業178.9時間，大企業174.9時間）であり，その内訳は所定内167.7時間，所定外10.2時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は金融・保険業が159.8時間で最も短く，他の産業との差は1.5～15.3時間であり，産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸・郵便業が27.3時間で最も長く，以下，情報サービス業，金融・保険業が続いている。規模別では概ね大きな差は見られない。（第18表）

第18表 月間実労働日数，実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月間実労働時間数		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前年産業計	規模計 22.1 日	177.0 時間	167.8 時間	9.2 時間
	中小企業 22.2	176.4	168.0	8.4
	大企業 21.9	178.4	167.1	11.3
産 業 計	規模計 22.0	177.9	167.7	10.2
	中小企業 22.1	178.9	168.9	10.0
	大企業 21.5	174.9	164.1	10.8
建 設 業	規模計 22.6	181.3	170.6	10.8
	中小企業 22.7	181.3	170.9	10.4
	大企業 21.5	181.3	166.8	14.5
製 造 業	規模計 21.7	177.8	166.9	10.9
	中小企業 21.8	178.7	167.8	10.9
	大企業 20.9	168.6	157.9	10.7
情報サービス業	規模計 21.7	188.9	174.4	14.4
	中小企業 21.5	189.3	173.9	15.4
	大企業 22.3	187.4	176.1	11.3
運輸・郵便業	規模計 23.1	202.4	175.1	27.3
	中小企業 23.3	203.7	176.8	26.9
	大企業 22.1	197.8	169.2	28.6
卸売・小売業	規模計 22.0	176.1	169.0	7.1
	中小企業 22.2	176.6	170.4	6.2
	大企業 21.5	175.1	166.2	8.9
金融・保険業	規模計 21.1	172.1	159.8	12.4
	中小企業 20.8	164.4	161.8	2.6
	大企業 21.1	173.7	159.3	14.3
宿泊・飲食サービス業	規模計 22.7	181.4	174.0	7.3
	中小企業 22.6	180.9	171.7	9.1
	大企業 22.9	182.0	177.0	5.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計 22.3	175.9	168.0	8.0
	中小企業 22.0	176.3	168.1	8.2
	大企業 22.7	175.6	167.8	7.8
医 療 ・ 福 祉	規模計 21.2	166.1	162.0	4.1
	中小企業 21.2	165.6	161.7	3.9
	大企業 21.2	167.5	162.9	4.6
複合サービス事業	規模計 21.6	164.0	161.3	2.7
	中小企業 22.6	178.3	170.8	7.6
	大企業 21.3	160.4	158.9	1.5
サ ー ビ ス 業	規模計 22.0	178.7	167.2	11.5
	中小企業 22.2	176.9	167.7	9.2
	大企業 21.5	182.6	166.0	16.6

## 2 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）

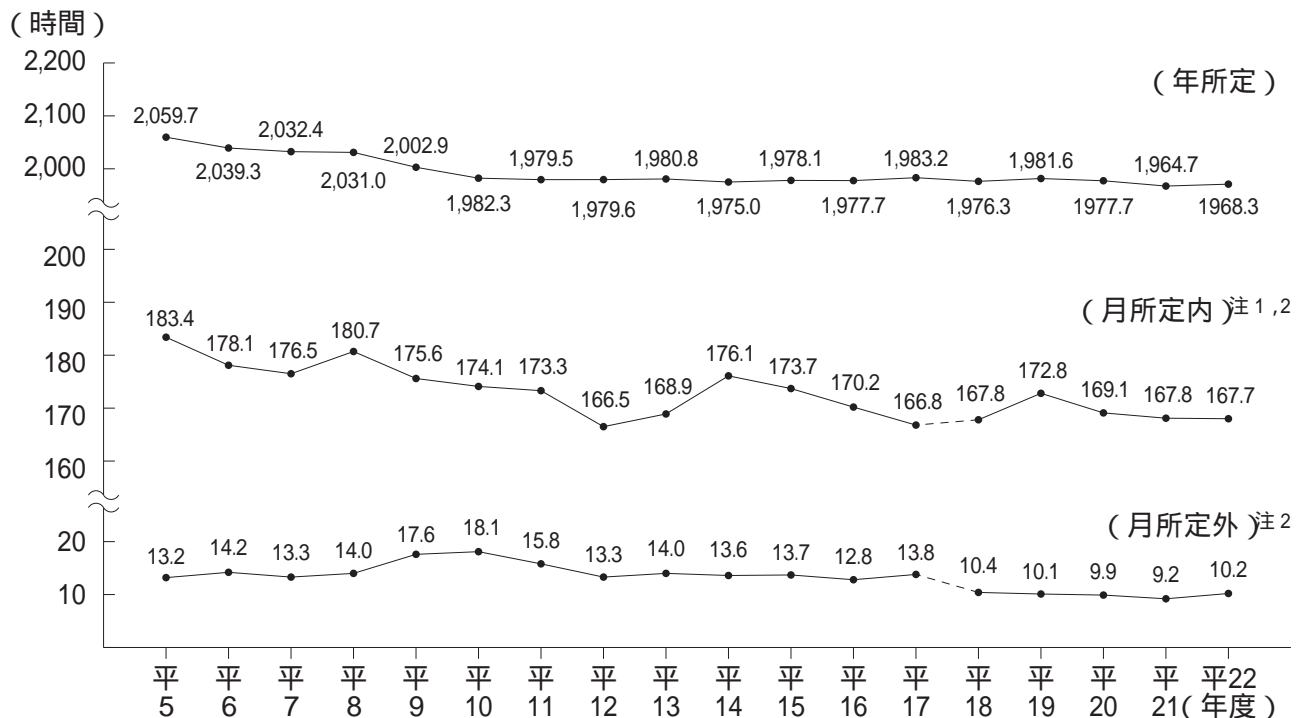
平成5年度からの労働時間の推移をみると、年所定労働時間は、年々減少傾向がみられ、平成10年度に2,000時間を切っている。

月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となっており、総じて減少傾向にあるといえる。

月所定外労働時間は、平成5年度から平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）



(注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計，平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計

2 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計，18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計

3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

4 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

### 3 所定労働時間

#### (1) 日所定・週所定・年所定労働時間

年所定労働時間は、1,968時間19分となっている。規模別にみると、中小企業は1,981時間11分、大企業は1,929時間49分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業は運輸・郵便業、大企業は宿泊・飲食サービス業が最も長くなっている。(第19表)

第19表 日所定・週所定・年所定労働時間

区 分	日 所 定	週 所 定	年 所 定
	時間：分	時間：分	時間：分
前年産業計	7：37	38：34	1,964：39
規模計			
中小企業	7：36	38：43	1,979：36
大企業	7：39	38：11	1,924：21
産業計	7：39	38：40	1,968：19
規模計			
中小企業	7：38	38：46	1,981：11
大企業	7：40	38：21	1,929：49
建設業	7：40	39：18	2,001：25
規模計			
中小企業	7：39	39：16	2,005：06
大企業	7：58	39：50	1,936：46
製造業	7：43	38：40	2,001：19
規模計			
中小企業	7：42	38：39	2,002：33
大企業	7：53	38：44	1,974：41
情報サービス業	7：55	39：21	1,954：45
規模計			
中小企業	7：55	39：15	1,963：30
大企業	7：55	39：35	1,934：20
運輸・郵便業	7：50	40：09	2,063：20
規模計			
中小企業	7：52	40：24	2,084：41
大企業	7：45	39：11	1,979：51
卸売・小売業	7：30	37：38	1,925：30
規模計			
中小企業	7：24	37：12	1,909：35
大企業	7：42	38：26	1,954：39
金融・保険業	7：29	37：23	1,848：26
規模計			
中小企業	7：46	38：36	1,903：28
大企業	7：26	37：11	1,838：39
宿泊・飲食サービス業	6：56	36：50	1,870：09
規模計			
中小企業	6：48	35：41	1,795：37
大企業	7：11	38：43	1,991：16
生活関連サービス・娯楽業	7：38	40：12	2,018：01
規模計			
中小企業	7：43	41：26	2,061：24
大企業	7：34	39：13	1,983：55
医療・福祉	7：49	39：13	1,960：26
規模計			
中小企業	7：50	39：24	1,965：58
大企業	7：45	38：45	1,945：34
複合サービス事業	7：37	37：51	1,905：03
規模計			
中小企業	7：52	38：49	2,019：07
大企業	7：34	37：36	1,874：38
サービス業	7：48	39：52	1,997：41
規模計			
中小企業	7：42	40：29	2,020：33
大企業	8：02	38：19	1,938：52

(2) 1日の所定労働時間

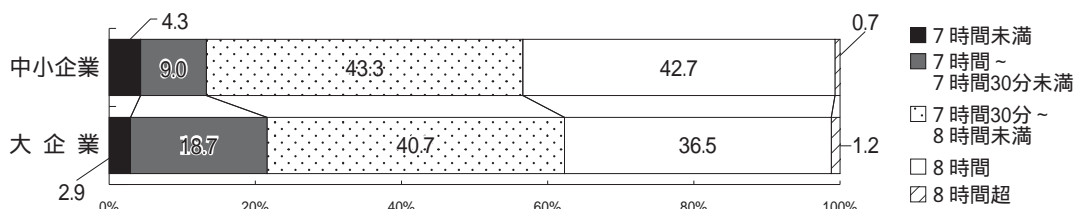
1日の所定労働時間は、7時間39分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間38分、大企業は7時間40分でほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は大企業が高くなっている。産業別にみると、中小企業では情報サービス業、大企業ではサービス業が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

単位：%

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30 6:59	7:00 7:29	7:30 7:59	8:00	8:01	
前年産業計	規模計	7時間37分	3.7	0.5	12.0	44.3	39.1	0.3
	中小企業	7時間36分	4.5	0.6	9.2	45.3	40.3	0.1
	大企業	7時間39分	1.6	0.4	19.7	41.7	35.8	0.8
産 業 計	規模計	7時間39分	3.2	0.7	11.4	42.6	41.2	0.8
	中小企業	7時間38分	3.6	0.7	9.0	43.3	42.7	0.7
	大企業	7時間40分	2.1	0.8	18.7	40.7	36.5	1.2
建 設 業	規模計	7時間40分	-	-	10.3	51.4	38.4	-
	中小企業	7時間39分	-	-	10.9	53.1	36.0	-
	大企業	7時間58分	-	-	-	20.0	80.0	-
製 造 業	規模計	7時間43分	2.0	-	8.4	52.2	36.5	1.0
	中小企業	7時間42分	2.1	-	8.2	53.1	36.1	0.5
	大企業	7時間53分	-	-	11.1	33.3	44.4	11.1
情報サービス業	規模計	7時間55分	-	-	-	20.0	80.0	-
	中小企業	7時間55分	-	-	-	14.3	85.7	-
	大企業	7時間55分	-	-	-	33.3	66.7	-
運輸・郵便業	規模計	7時間50分	-	1.9	7.5	47.2	41.5	1.9
	中小企業	7時間52分	-	2.4	4.8	47.6	42.9	2.4
	大企業	7時間45分	-	-	18.2	45.5	36.4	-
卸売・小売業	規模計	7時間30分	8.9	1.7	6.8	36.0	45.3	1.3
	中小企業	7時間24分	12.4	2.6	7.2	32.0	44.4	1.3
	大企業	7時間42分	2.4	-	6.0	43.4	47.0	1.2
金融・保険業	規模計	7時間29分	-	-	58.5	34.0	7.5	-
	中小企業	7時間46分	-	-	-	50.0	50.0	-
	大企業	7時間26分	-	-	68.9	31.1	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	6時間56分	23.8	9.5	19.0	23.8	23.8	-
	中小企業	6時間48分	23.1	-	30.8	30.8	15.4	-
	大企業	7時間11分	25.0	25.0	-	12.5	37.5	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	7時間38分	-	-	24.0	40.0	32.0	4.0
	中小企業	7時間43分	-	-	18.2	36.4	36.4	9.1
	大企業	7時間34分	-	-	28.6	42.9	28.6	-
医療・福祉	規模計	7時間49分	0.9	-	7.5	26.2	65.4	-
	中小企業	7時間50分	-	-	9.0	21.8	69.2	-
	大企業	7時間45分	3.4	-	3.4	37.9	55.2	-
複合サービス事業	規模計	7時間37分	-	-	-	73.7	26.3	-
	中小企業	7時間52分	-	-	-	25.0	75.0	-
	大企業	7時間34分	-	-	-	86.7	13.3	-
サービス業	規模計	7時間48分	-	-	10.0	44.0	44.0	2.0
	中小企業	7時間42分	-	-	11.1	44.4	44.4	-
	大企業	8時間02分	-	-	7.1	42.9	42.9	7.1

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

平成22年7月の週所定労働時間は、38時間40分となっている。規模別にみると、中小企業は38時間46分、大企業は38時間21分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、生活関連サービス・娯楽業が40時間12分と最も長く、一方、最も短いのは宿泊・飲食サービス業の36時間50分であり、その差は3時間22分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40時間以下の事業所が93.9%、40時間を超え44時間以下の事業所が4.0%、44時間を超える事業所が2.2%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は情報サービス業、金融・保険業及び複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は3.5%～24.0%となっている。なお、40時間を超え44時間以下は生活関連サービス・娯楽業が20.0%と最も多い。週44時間を超える労働時間はサービス業で10.0%と最も多い。

規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。(第21表、第14図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業とも労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第22表)

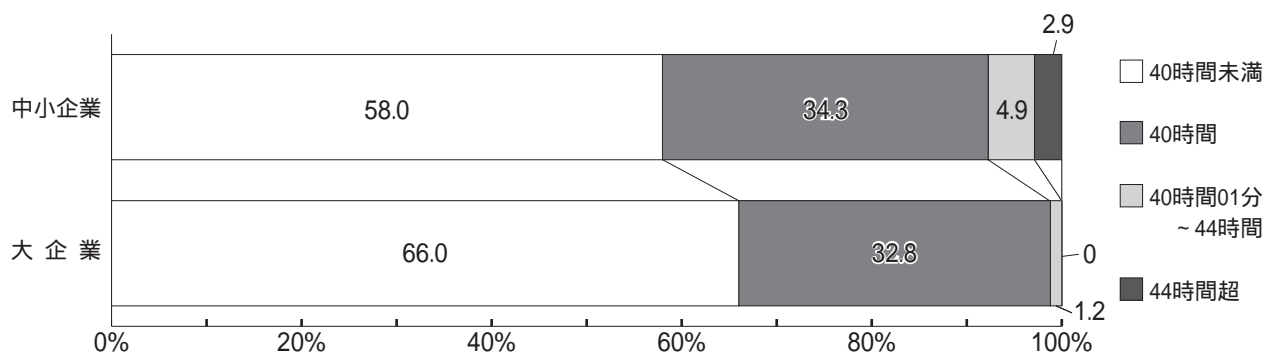
第21表 週所定労働時間

単位：%

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01	
前年産業計	規模計	38時間34分	27.1	36.5	32.1	1.5	1.4	0.3	1.2
	中小企業	38時間43分	19.5	42.2	32.6	2.0	1.7	0.4	1.5
	大企業	38時間11分	47.6	20.9	30.7	-	0.4	-	0.4
産 業 計	規模計	38時間40分	26.8	33.2	33.9	2.0	1.6	0.4	2.2
	中小企業	38時間46分	21.4	36.6	34.3	2.4	1.9	0.6	2.9
	大企業	38時間21分	43.2	22.8	32.8	0.8	0.4	-	-
建 設 業	規模計	39時間18分	17.3	42.7	30.8	2.2	2.2	0.5	4.3
	中小企業	39時間16分	18.3	44.0	28.0	2.3	2.3	0.6	4.6
	大企業	39時間50分	-	20.0	80.0	-	-	-	-
製 造 業	規模計	38時間40分	21.2	49.8	25.6	2.5	1.0	-	-
	中小企業	38時間39分	20.6	51.5	24.2	2.6	1.0	-	-
	大企業	38時間44分	33.3	11.1	55.6	-	-	-	-
情報サービス業	規模計	39時間21分	20.0	20.0	60.0	-	-	-	-
	中小企業	39時間15分	28.6	14.3	57.1	-	-	-	-
	大企業	39時間35分	-	33.3	66.7	-	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	40時間09分	5.6	48.1	40.7	1.9	-	-	3.7
	中小企業	40時間24分	4.7	46.5	44.2	-	-	-	4.7
	大企業	39時間11分	9.1	54.5	27.3	9.1	-	-	-
卸売・小売業	規模計	37時間38分	30.2	26.8	37.4	2.1	1.3	0.9	1.3
	中小企業	37時間12分	29.6	27.0	35.5	2.6	2.0	1.3	2.0
	大企業	38時間26分	31.3	26.5	41.0	1.2	-	-	-
金融・保険業	規模計	37時間23分	90.6	3.8	5.7	-	-	-	-
	中小企業	38時間36分	50.0	12.5	37.5	-	-	-	-
	大企業	37時間11分	97.8	2.2	-	-	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	36時間50分	33.3	19.0	42.9	-	4.8	-	-
	中小企業	35時間41分	38.5	-	53.8	-	7.7	-	-
	大企業	38時間43分	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	40時間12分	8.0	40.0	28.0	4.0	12.0	4.0	4.0
	中小企業	41時間26分	-	27.3	27.3	9.1	18.2	9.1	9.1
	大企業	39時間13分	14.3	50.0	28.6	-	7.1	-	-
医療・福祉	規模計	39時間13分	23.4	14.0	58.9	1.9	-	-	1.9
	中小企業	39時間24分	21.8	11.5	61.5	2.6	-	-	2.6
	大企業	38時間45分	27.6	20.7	51.7	-	-	-	-
複合サービス事業	規模計	37時間51分	73.7	15.8	10.5	-	-	-	-
	中小企業	38時間49分	25.0	75.0	-	-	-	-	-
	大企業	37時間36分	86.7	-	13.3	-	-	-	-
サービス業	規模計	39時間52分	22.0	28.0	34.0	2.0	4.0	-	10.0
	中小企業	40時間29分	16.7	25.0	36.1	2.8	5.6	-	13.9
	大企業	38時間19分	35.7	35.7	28.6	-	-	-	-



第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前年産業計	38時間30分	38時間44分	37時間44分	39時間07分
産業計	38時間44分	38時間46分	37時間49分	39時間05分

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、63.9%となっている。形態別では、「1か月単位」が19.8%、「1年単位」が43.7%、「フレックスタイム制」が3.1%、「1週間単位」が0.6%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で65.5%、大企業で59.3%となっている。

産業別では、運輸・郵便業の81.5%が最も高く、つづいて宿泊・飲食サービス業の76.2%、製造業の72.9%が採用の割合が高く7割を超えている。(第23表、第15図)

また、平成14年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成14年度から増加傾向であったが、22年度は1%の減少となった。(第16図)

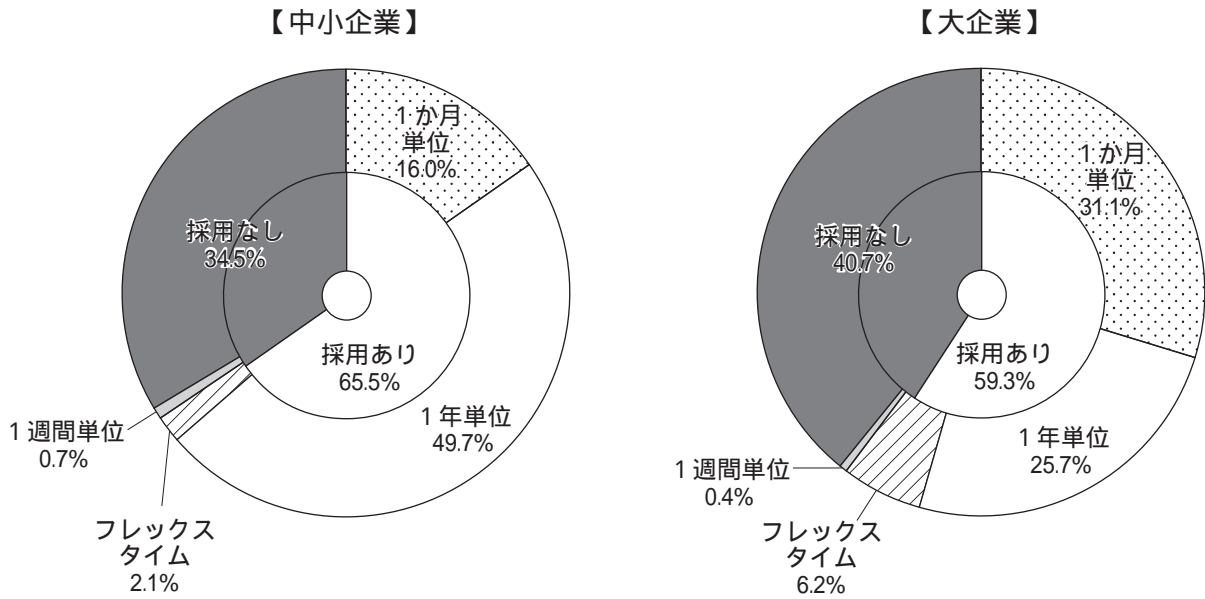
第23表 変形労働時間制の形態別事業所

単位：%

区 分	事 業 所	変 形 労 働 時 間 制 あ り					変形労働時間制なし	
		計	1か月単位	1年単位	フレックスタイム	1週間単位		
前年産業計	規模計	100.0	64.9	20.2	43.2	3.4	1.2	35.1
	中小企業	100.0	66.0	15.3	49.2	2.9	1.5	34.0
	大企業	100.0	61.8	33.5	27.2	4.7	0.4	38.2
産 業 計	規模計	100.0	63.9	19.8	43.7	3.1	0.6	36.1
	中小企業	100.0	65.5	16.0	49.7	2.1	0.7	34.5
	大企業	100.0	59.3	31.1	25.7	6.2	0.4	40.7
建 設 業	規模計	100.0	63.8	2.2	61.6	1.1	-	36.2
	中小企業	100.0	66.9	2.3	65.1	0.6	-	33.1
	大企業	100.0	10.0	-	-	10.0	-	90.0
製 造 業	規模計	100.0	72.9	11.8	63.5	2.5	-	27.1
	中小企業	100.0	72.2	10.3	64.4	2.1	-	27.8
	大企業	100.0	88.9	44.4	44.4	11.1	-	11.1
情報サービス業	規模計	100.0	40.0	10.0	10.0	30.0	-	60.0
	中小企業	100.0	42.9	14.3	14.3	28.6	-	57.1
	大企業	100.0	33.3	-	-	33.3	-	66.7
運輸・郵便業	規模計	100.0	81.5	31.5	48.1	1.9	-	18.5
	中小企業	100.0	79.1	25.6	51.2	2.3	-	20.9
	大企業	100.0	90.9	54.5	36.4	-	-	9.1
卸売・小売業	規模計	100.0	63.8	27.2	33.2	3.4	2.1	36.2
	中小企業	100.0	56.6	21.1	32.9	1.3	3.3	43.4
	大企業	100.0	77.1	38.6	33.7	7.2	-	22.9
金融・保険業	規模計	100.0	30.2	18.9	1.9	7.5	1.9	69.8
	中小企業	100.0	37.5	-	-	37.5	-	62.5
	大企業	100.0	28.9	22.2	2.2	2.2	2.2	71.1
宿泊・飲食サービス業	規模計	100.0	76.2	42.9	47.6	-	-	23.8
	中小企業	100.0	76.9	46.2	30.8	-	-	23.1
	大企業	100.0	75.0	37.5	75.0	-	-	25.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計	100.0	48.0	16.0	32.0	4.0	-	52.0
	中小企業	100.0	45.5	18.2	27.3	9.1	-	54.5
	大企業	100.0	50.0	14.3	35.7	-	-	50.0
医 療 ・ 福 祉	規模計	100.0	63.6	37.4	30.8	1.9	-	36.4
	中小企業	100.0	64.1	37.2	32.1	-	-	35.9
	大企業	100.0	62.1	37.9	27.6	6.9	-	37.9
複合サービス事業	規模計	100.0	31.6	-	26.3	10.5	-	68.4
	中小企業	100.0	50.0	-	50.0	-	-	50.0
	大企業	100.0	26.7	-	20.0	13.3	-	73.3
サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	66.0	34.0	30.0	4.0	-	34.0
	中小企業	100.0	61.1	27.8	33.3	2.8	-	38.9
	大企業	100.0	78.6	50.0	21.4	7.1	-	21.4

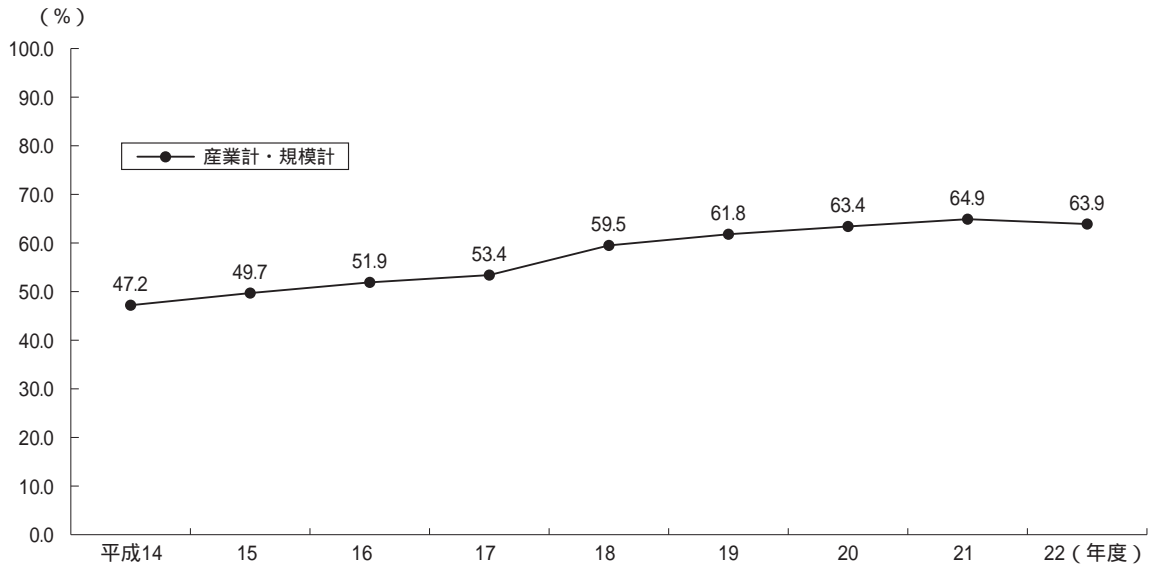
(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形性を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 第5 休日・休暇

### 1 休日数

#### (1) 年間休日

年間休日数は、平均107.1日となっている。規模別では、中小企業が105.2日、大企業が113.0日と大企業の方が7.8日多くなっている。産業別では、金融・保険業の119.9日、情報サービス業の119.4日、医療・福祉の113.9日が多く、他の産業では、94.3～112.1日となっている。(第24表)

また、平成14年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっている。(第17図)

#### (2) 連続休暇(それぞれの期間で連続して休日とした日数、ここでは週休日、日曜、祝日等も含む。)

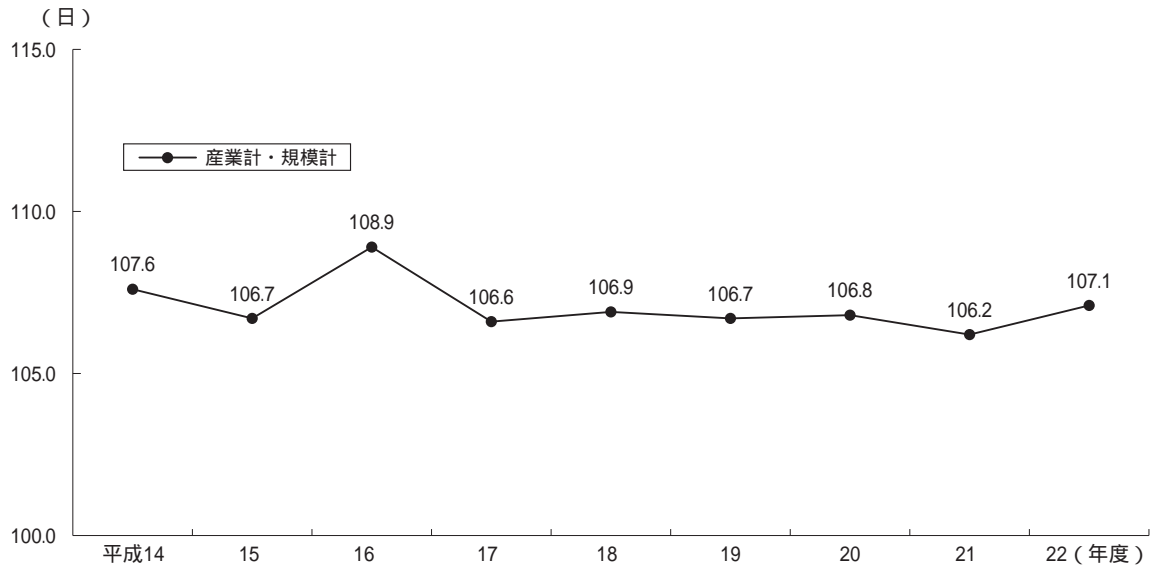
「年末年始」は平均5.5日、「ゴールデンウィーク」は平均4.7日、「夏季休暇」は平均4.3日となっている。(第24表)

第24表 年間休日状況

単位：日、( )内は実施事業所%

区 分	年間休日数	連続休暇(3日以上)の状況		
		年末年始	ゴールデンウィーク	夏季休暇 (お盆休みを含む)
前年産業計	規模計 106.2	5.6(82.1%)	4.6(75.5%)	4.3(62.4%)
	中小企業 103.3	5.7	4.5	4.2
	大企業 114.0	5.3	4.9	5.1
産業計	規模計 107.1	5.5(80.6%)	4.7(74.1%)	4.3(63.1%)
	中小企業 105.2	5.7	4.6	4.2
	大企業 113.0	4.9	4.8	5.0
建設業	規模計 103.0	6.0(99.5%)	4.7(97.8%)	4.2(94.6%)
	中小企業 102.0	6.0	4.7	4.1
	大企業 121.4	5.8	5.0	5.1
製造業	規模計 105.5	5.8(95.1%)	4.8(90.1%)	4.3(88.7%)
	中小企業 105.1	5.8	4.8	4.3
	大企業 113.8	5.5	5.7	5.2
情報サービス業	規模計 119.4	5.9(100.0%)	4.7(100.0%)	5.0(70.0%)
	中小企業 118.6	6.1	4.9	4.3
	大企業 121.3	5.3	4.3	9.0
運輸・郵便業	規模計 101.5	5.2(70.4%)	4.4(64.8%)	3.9(51.9%)
	中小企業 99.8	5.2	4.3	3.9
	大企業 108.4	5.2	4.6	3.8
卸売・小売業	規模計 108.0	5.4(61.9%)	4.5(51.9%)	4.6(54.0%)
	中小企業 106.5	5.3	4.5	4.2
	大企業 110.6	5.7	4.6	5.5
金融・保険業	規模計 119.9	4.1(100.0%)	5.0(98.1%)	4.9(13.2%)
	中小企業 120.4	4.5	5.0	5.5
	大企業 119.8	4.0	5.0	4.6
宿泊・飲食サービス業	規模計 101.2	7.8(23.8%)	5.0(4.8%)	11.5(19.0%)
	中小企業 104.5	8.3	5.0	13.7
	大企業 96.0	6.0	0.0	5.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計 94.3	4.5(32.0%)	3.5(16.0%)	4.3(12.0%)
	中小企業 93.5	4.3	3.0	5.0
	大企業 95.0	4.6	3.7	3.0
医療・福祉	規模計 113.9	5.1(73.8%)	4.5(65.4%)	3.5(38.3%)
	中小企業 112.5	5.1	4.5	3.6
	大企業 117.9	4.9	4.4	3.1
複合サービス事業	規模計 112.1	4.3(94.7%)	4.4(89.5%)	3.8(26.3%)
	中小企業 105.5	6.0	4.5	4.0
	大企業 113.8	3.9	4.4	3.0
サービス業	規模計 107.3	5.5(86.0%)	4.5(78.0%)	4.3(62.0%)
	中小企業 103.7	5.4	4.4	4.0
	大企業 116.6	6.0	4.9	5.0

第17図 年間休日数の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の58.5%（563事業所）となっている。規模別では、中小企業が51.5%、大企業が79.3%で実施している。産業別では、情報サービス業、金融・保険業がともに100%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に対し大きな割合となっている。（第25表）

また、平成14年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成16年度までは概ね増加傾向となっていたが、平成17年度に減少に転じている。なお、平成18年度からは「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の95.1%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の72.0%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で95.0%、ない事業所で96.6%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で96.4%、ない事業所で95.1%となっている。

「完全週休2日制」については、中小企業、大企業ともに労働組合のある事業所の方が採用率が高くなっている。（第27表）

第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

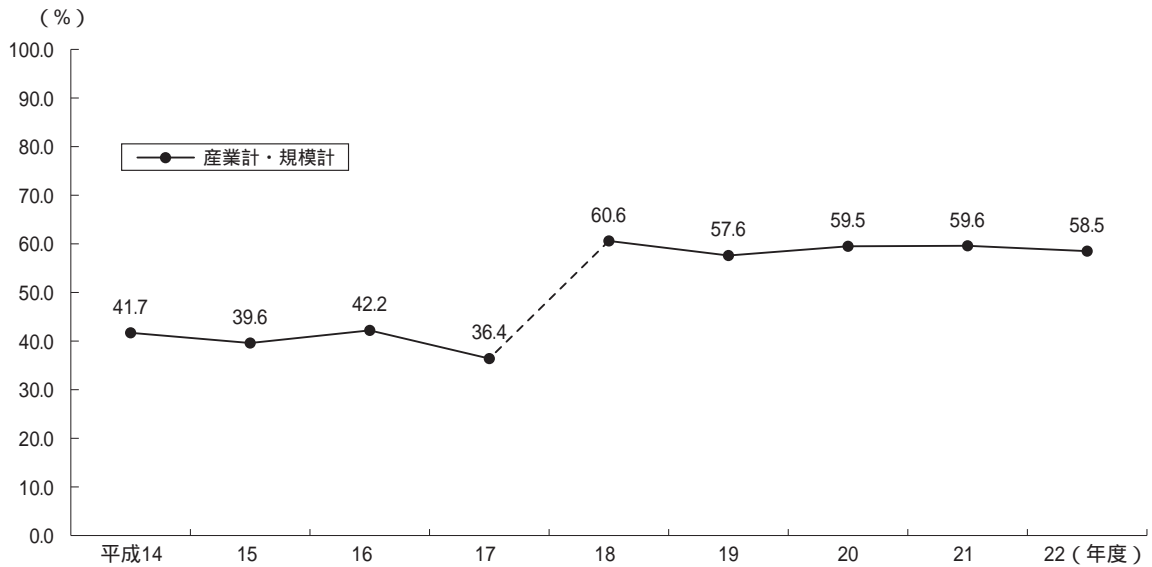
区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他	
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
前年産業計	規模計	100.0	98.6	59.6	32.3	4.7	0.2	1.8	1.4
	中小企業	100.0	98.1	50.6	38.6	6.3	0.3	2.3	1.9
	大企業	100.0	100.0	83.8	15.4	0.4	-	0.4	-
産 業 計	規模計	100.0	96.3	58.5	27.5	7.1	2.1	1.1	3.7
	中小企業	100.0	96.4	51.5	32.1	9.0	2.5	1.3	3.6
	大企業	100.0	95.9	79.3	13.7	1.2	0.8	0.8	4.1
建 設 業	規模計	100.0	99.5	45.4	38.4	11.9	3.2	0.5	0.5
	中小企業	100.0	99.4	42.3	40.6	12.6	3.4	0.6	0.6
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
製 造 業	規模計	100.0	99.5	57.1	32.0	5.9	3.9	0.5	0.5
	中小企業	100.0	99.5	55.2	33.5	6.2	4.1	0.5	0.5
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
情報サービス業	規模計	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	100.0	96.3	46.3	40.7	7.4	-	1.9	3.7
	中小企業	100.0	95.3	39.5	44.2	9.3	-	2.3	4.7
	大企業	100.0	100.0	72.7	27.3	-	-	-	-
卸売・小売業	規模計	100.0	93.2	61.5	23.5	4.7	1.3	2.1	6.8
	中小企業	100.0	94.0	55.0	27.2	7.3	1.3	3.3	6.0
	大企業	100.0	91.6	73.5	16.9	-	1.2	-	8.4
金融・保険業	規模計	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	100.0	85.7	47.6	9.5	19.0	-	9.5	14.3
	中小企業	100.0	76.9	46.2	-	30.8	-	-	23.1
	大企業	100.0	100.0	50.0	25.0	-	-	25.0	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	100.0	96.0	28.0	48.0	16.0	-	4.0	4.0
	中小企業	100.0	90.9	18.2	54.5	9.1	-	9.1	9.1
	大企業	100.0	100.0	35.7	42.9	21.4	-	-	-
医療・福祉	規模計	100.0	92.5	66.4	17.8	6.5	1.9	-	7.5
	中小企業	100.0	92.3	62.8	19.2	9.0	1.3	-	7.7
	大企業	100.0	93.1	75.9	13.8	-	3.4	-	6.9
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	68.4	31.6	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	25.0	75.0	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-
サービス業	規模計	100.0	92.0	58.0	24.0	8.0	2.0	-	8.0
	中小企業	100.0	91.7	47.2	30.6	11.1	2.8	-	8.3
	大企業	100.0	92.9	85.7	7.1	-	-	-	7.1

(注) 1 「その他」とは週休1日制，週休1日半制など，何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の變形労働時間制」を採用している事業所については，年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例：「年間休日数105日以上」であれば，「完全週休2日制」とする。)

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



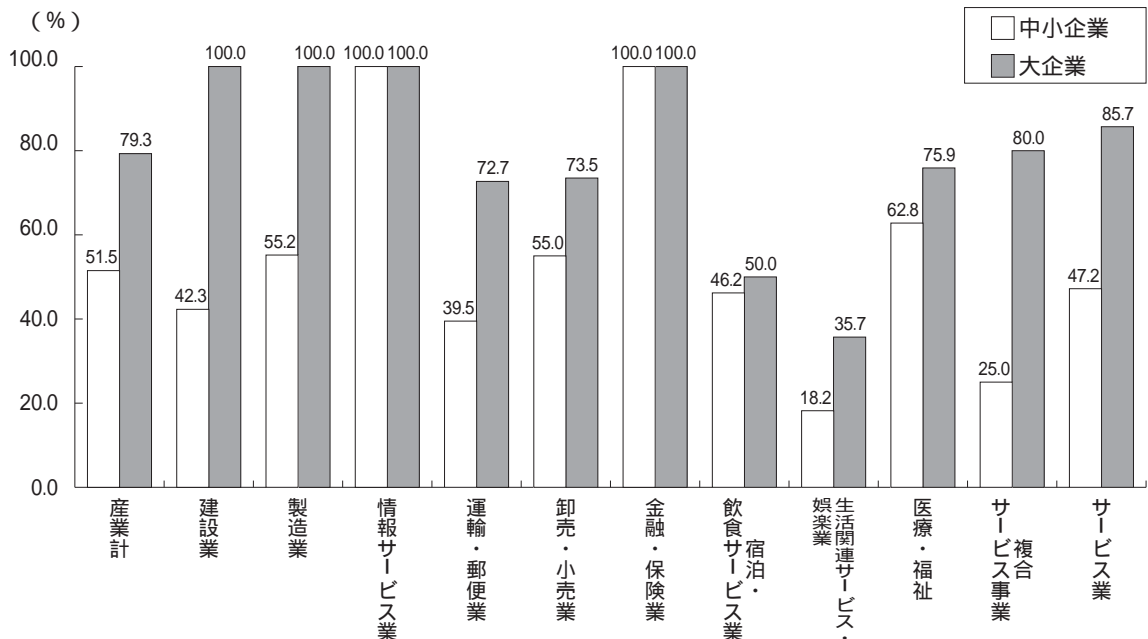
- (注) 1 平成18年度以降は「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。  
 (例:「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)
- 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
- 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第26表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

単位: %

区分	合計	何らかの形での週休2日制					その他	
		計	完全	月3回	隔週	月2回		月1回
適用労働者								
前年規模計	100.0	99.5	69.6	26.8	2.5	0.1	0.6	0.5
規模計	100.0	95.1	72.0	20.0	2.6	0.5	0.1	4.9
中小企業	100.0	93.2	61.1	27.2	4.1	0.8	0.1	6.8
大企業	100.0	97.6	86.9	10.2	0.5	0.1	-	2.4

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分		合 計	何らかの形での週休2日制						その他
			計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
中小企業	労 組 有	100.0	95.0	58.0	31.0	3.0	-	3.0	5.0
	労 組 無	100.0	96.6	50.5	32.3	10.0	2.9	1.0	3.4
大 企 業	労 組 有	100.0	96.4	86.3	9.4	-	0.7	-	3.6
	労 組 無	100.0	95.1	69.6	19.6	2.9	1.0	2.0	4.9

### 3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.4日となっている。産業別では、金融・保険業が18.0日と最も多く、製造業の17.1日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で5.7日、取得率は34.7%となっている。取得率を産業別にみると金融・保険業の50.9%が最も高く、医療・福祉の47.2%が続き、宿泊・飲食サービス業の15.5%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で17.4日、大企業で17.2日、取得率は中小企業で40.0%、大企業で40.6%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	％	日	日	％	日	日	％
前 年 産 業 計	16.2	5.9	36.4	16.0	5.8	36.5	16.6	6.0	36.1
産 業 計	16.4	5.7	34.7	16.4	5.6	34.1	16.5	6.0	36.2
建 設 業	17.0	5.1	30.1	16.8	5.2	30.6	19.2	4.6	24.1
製 造 業	17.1	6.5	37.8	17.0	6.3	37.0	18.2	8.3	45.5
情 報 サービス業	16.5	4.9	29.9	16.2	5.3	32.5	17.3	3.8	21.9
運 輸 ・ 郵 便 業	16.3	5.5	33.9	16.2	6.3	38.6	16.5	3.6	21.9
卸 売 ・ 小 売 業	16.2	4.3	26.7	16.3	3.9	24.0	15.9	5.0	31.5
金 融 ・ 保 険 業	18.0	9.1	50.9	17.8	6.0	34.0	18.0	9.7	53.8
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	15.0	2.3	15.5	13.9	2.0	14.7	16.6	2.7	16.4
生 活 関 連 サービス・娯楽業	15.4	5.1	33.4	15.3	6.3	41.1	15.4	3.9	25.2
医 療 ・ 福 祉	15.2	7.2	47.2	15.3	7.7	50.5	15.1	6.0	39.4
複 合 サービス事業	17.0	5.1	30.2	17.1	5.5	32.2	17.0	5.0	29.7
サ ー ビ ス 業	15.5	5.4	35.0	15.6	5.0	31.7	15.2	6.3	41.6



第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
前年産業計	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
産 業 計	17.3	15.7	7.3	5.5	42.3	35.2	17.2	15.5	6.8	4.5	39.3	29.1
	17.4	16.2	6.9	5.3	40.0	32.8	17.2	15.6	7.0	4.6	40.6	29.5

#### 4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、リフレッシュ休暇で18.1%、ボランティア休暇で7.7%、自己啓発のための休暇で3.4%、男性の育児参加のための休暇で4.8%となっている。

産業別では、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は金融・保険業が、自己啓発のための休暇は情報サービス業が、男性の育児参加のための休暇は生活関連サービス・娯楽業が他の産業と比べ高くなっている。(第30表)

第30表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分		リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	自己啓発の ための休暇	男性の育児参加 のための休暇	そ の 他
産 業 計	規 模 計	18.1	7.7	3.4	4.8	38.8
	中 小 企 業	8.7	2.8	3.7	3.4	36.0
	大 企 業	46.5	22.4	2.5	8.7	47.3
建 設 業	規 模 計	10.8	3.2	4.3	7.0	35.1
	中 小 企 業	7.4	2.9	4.6	4.6	35.4
	大 企 業	70.0	10.0	-	50.0	30.0
製 造 業	規 模 計	8.9	2.5	3.0	2.5	33.5
	中 小 企 業	5.7	2.1	3.1	2.6	34.0
	大 企 業	77.8	11.1	-	-	22.2
情 報 サ ー ビ ス 業	規 模 計	-	-	10.0	10.0	30.0
	中 小 企 業	-	-	-	14.3	28.6
	大 企 業	-	-	33.3	-	33.3
運 輸 ・ 郵 便 業	規 模 計	16.7	5.6	1.9	5.6	46.3
	中 小 企 業	2.3	2.3	2.3	4.7	41.9
	大 企 業	72.7	18.2	-	9.1	63.6
卸 売 ・ 小 売 業	規 模 計	18.8	3.8	2.5	5.9	33.1
	中 小 企 業	11.5	2.6	1.9	3.8	29.5
	大 企 業	32.5	6.0	3.6	9.6	39.8
金 融 ・ 保 険 業	規 模 計	66.0	67.9	-	3.8	45.3
	中 小 企 業	25.0	-	-	-	62.5
	大 企 業	73.3	80.0	-	4.4	42.2
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	4.8	-	-	-	23.8
	中 小 企 業	-	-	-	-	7.7
	大 企 業	12.5	-	-	-	50.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	規 模 計	40.0	12.0	-	12.0	44.0
	中 小 企 業	18.2	-	-	-	45.5
	大 企 業	57.1	21.4	-	21.4	42.9
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	24.3	6.5	9.3	3.7	57.0
	中 小 企 業	20.5	7.7	10.3	3.8	53.8
	大 企 業	34.5	3.4	6.9	3.4	65.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	21.1	21.1	5.3	5.3	84.2
	中 小 企 業	-	-	25.0	-	75.0
	大 企 業	26.7	26.7	-	6.7	86.7
サ ー ビ ス 業	規 模 計	14.0	2.0	-	-	36.0
	中 小 企 業	-	-	-	-	30.6
	大 企 業	50.0	7.1	-	-	50.0

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。  
 2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。  
 3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

## 第6 育児休業制度

### 1 育児休業制度の規定状況

回答のあった966事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は87.4%となっている。規模別では、中小企業で83.4%、大企業で99.2%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、情報サービス業、金融・保険業、複合サービス事業が100%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳に達するまで」が54.6%、「子が1歳6か月に達するまで」が37.4%であり、2つで9割以上となる。一方、「子が3歳に達するまで」が4.1%、「子の小学校就学まで」が0.4%と少ない。（第31表）

また、平成14年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成14年度からは一部を除き、年々増加の傾向にある。（第21図）

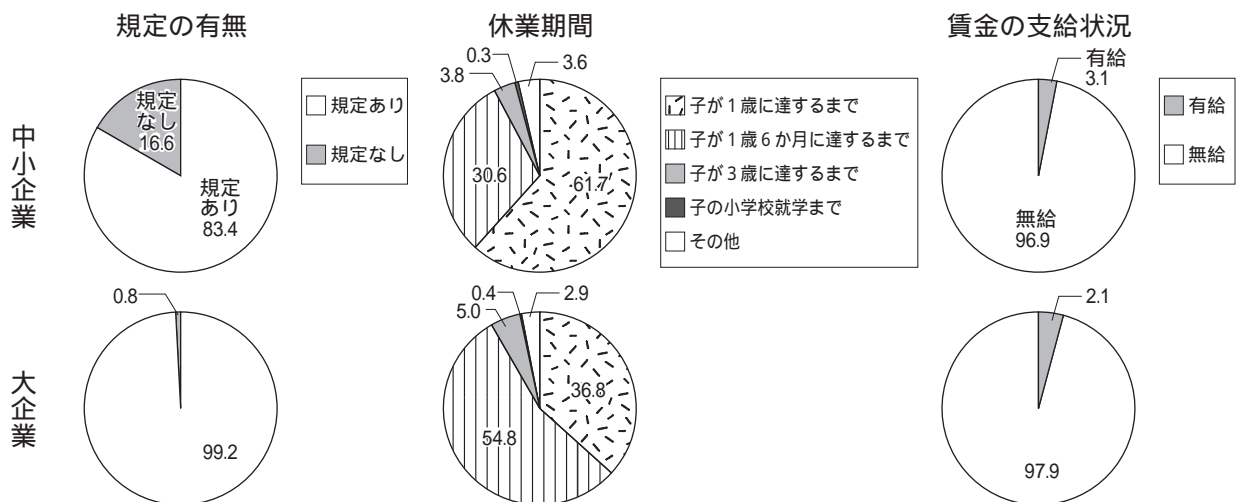
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：%

区 分	育児休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		子が1歳に達するまで	子が1歳6か月に達するまで	子が3歳に達するまで	子の小学校就学まで	その他		
前年産業計	規模計	86.1	53.6	35.1	4.8	2.2	3.7	3.1
	中小企業	81.0	58.9	32.0	4.7	0.4	3.6	2.5
	大企業	100.0	42.1	42.1	5.1	6.3	3.9	4.3
産 業 計	規模計	87.4	54.6	37.4	4.1	0.4	3.4	2.8
	中小企業	83.4	61.7	30.6	3.8	0.3	3.6	3.1
	大企業	99.2	36.8	54.8	5.0	0.4	2.9	2.1
建 設 業	規模計	81.6	64.2	24.5	4.0	0.7	6.6	2.0
	中小企業	80.6	66.0	23.4	2.8	0.7	7.1	2.1
	大企業	100.0	40.0	40.0	20.0	-	-	-
製 造 業	規模計	84.7	57.6	37.8	1.7	-	2.9	2.9
	中小企業	84.0	56.4	38.7	1.8	-	3.1	2.5
	大企業	100.0	77.8	22.2	-	-	-	11.1
情報サービス業	規模計	100.0	70.0	20.0	10.0	-	-	-
	中小企業	100.0	71.4	28.6	-	-	-	-
	大企業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	96.3	51.9	34.6	3.8	1.9	7.7	9.6
	中小企業	95.3	56.1	34.1	4.9	2.4	2.4	12.2
	大企業	100.0	36.4	36.4	-	-	27.3	-
卸売・小売業	規模計	85.4	56.4	37.7	3.4	-	2.5	3.4
	中小企業	77.6	67.8	28.9	2.5	-	0.8	3.3
	大企業	100.0	39.8	50.6	4.8	-	4.8	3.6
金融・保険業	規模計	100.0	22.6	75.5	1.9	-	-	-
	中小企業	100.0	37.5	62.5	-	-	-	-
	大企業	100.0	20.0	77.8	2.2	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	81.0	52.9	47.1	-	-	-	5.9
	中小企業	76.9	50.0	50.0	-	-	-	-
	大企業	87.5	57.1	42.9	-	-	-	14.3
生活関連サービス・娯楽業	規模計	92.0	43.5	47.8	4.3	4.3	-	4.3
	中小企業	81.8	88.9	11.1	-	-	-	11.1
	大企業	100.0	14.3	71.4	7.1	7.1	-	-
医療・福祉	規模計	96.3	57.3	31.1	9.7	-	1.9	1.9
	中小企業	96.2	62.7	22.7	12.0	-	2.7	2.7
	大企業	96.6	42.9	53.6	3.6	-	-	-
複合サービス事業	規模計	100.0	21.1	73.7	5.3	-	-	-
	中小企業	100.0	-	75.0	25.0	-	-	-
	大企業	100.0	26.7	73.3	-	-	-	-
サービス業	規模計	80.0	55.0	30.0	7.5	-	7.5	-
	中小企業	72.2	57.7	26.9	3.8	-	11.5	-
	大企業	100.0	50.0	35.7	14.3	-	-	-

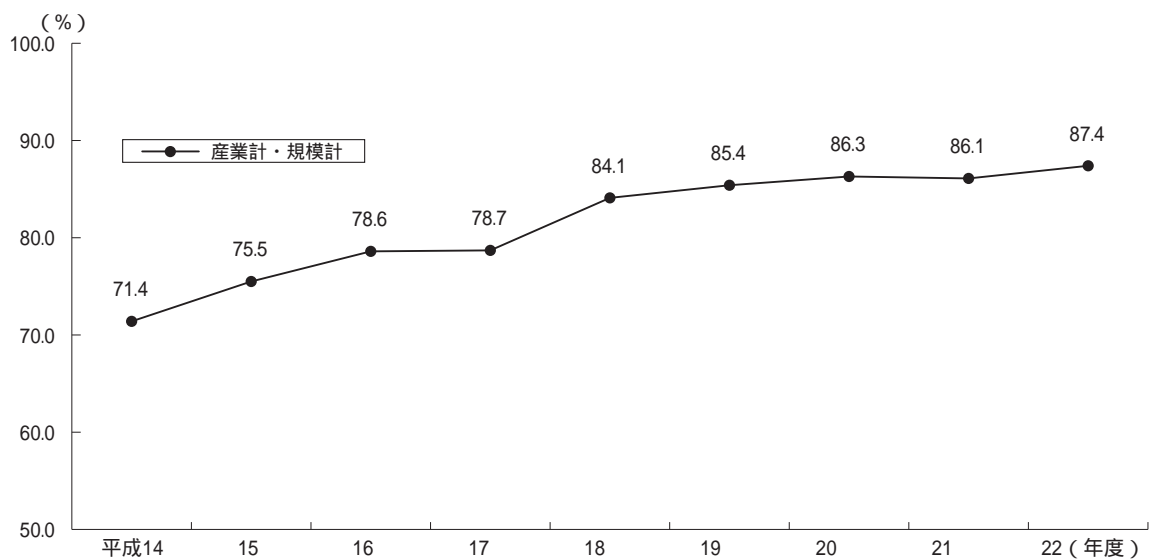
(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。  
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「子が1歳に達するまで」「その他」を追加している。

第20図 育児休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第21図 育児休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 2 育児休業制度の利用状況

### (1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成21年7月1日から平成22年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は52.7%となっている。規模別では中小企業で47.7%，大企業で62.5%となっており，大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

単位：事業所，( )内は%

区 分	出産者がいた（配偶者が出産した男性を含む）事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所（予定含む）	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前年規模計	316 (100.0)	153 (48.4)	163 (51.6)
規模計	332 (100.0)	175 (52.7)	157 (47.3)
中小企業	220 (100.0)	105 (47.7)	115 (52.3)
大企業	112 (100.0)	70 (62.5)	42 (37.5)

### (2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成21年7月1日から平成22年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は7人で，1.4%となっている。「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は329人で，88.9%となっている。（第33表）

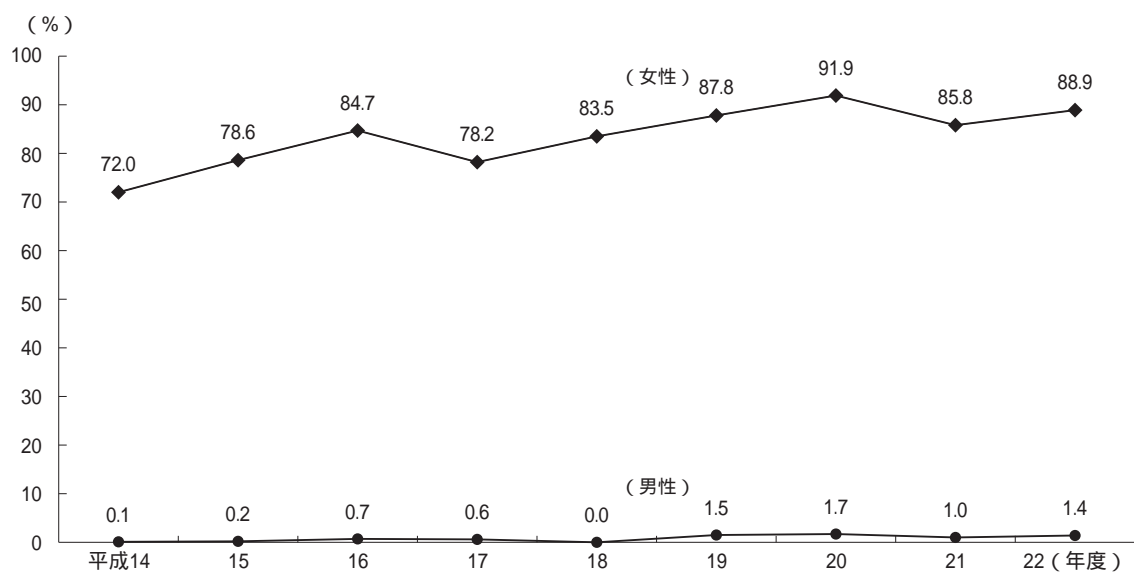
平成14年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると，「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，利用状況が平成19年度より増加し，1.0%を超える。一旦21年度に減少するが，22年度は前年より0.4ポイントの増加となった。また，「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，平成17年度，21年度に減少した他は，増加傾向となっており，一時平成20年度には9割を超えた。平成22年度は前年より3.1ポイントの増加となった。（第22図）

第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人，( )内：%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前年産業計規模計	522(100.0)	5(1.0)	517(99.0)	337(100.0)	289(85.8)	48(14.2)
中小企業	308(100.0)	5(1.6)	303(98.4)	180(100.0)	155(86.1)	25(13.9)
大企業	214(100.0)	-(-)	214(100.0)	157(100.0)	134(85.4)	23(14.6)
産業計規模計	495(100.0)	7(1.4)	488(98.6)	370(100.0)	329(88.9)	41(11.1)
中小企業	347(100.0)	6(1.7)	341(98.3)	207(100.0)	184(88.9)	23(11.1)
大企業	148(100.0)	1(0.7)	147(99.3)	163(100.0)	145(89.0)	18(11.0)
建設業規模計	114(100.0)	1(0.9)	113(99.1)	22(100.0)	19(86.4)	3(13.6)
中小企業	84(100.0)	1(1.2)	83(98.8)	13(100.0)	11(84.6)	2(15.4)
大企業	30(100.0)	-(-)	30(100.0)	9(100.0)	8(88.9)	1(11.1)
製造業規模計	134(100.0)	3(2.2)	131(97.8)	54(100.0)	47(87.0)	7(13.0)
中小企業	117(100.0)	2(1.7)	115(98.3)	44(100.0)	37(84.1)	7(15.9)
大企業	17(100.0)	1(5.9)	16(94.1)	10(100.0)	10(100.0)	-(-)
情報サービス業規模計	18(100.0)	1(5.6)	17(94.4)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
中小企業	14(100.0)	1(7.1)	13(92.9)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
大企業	4(100.0)	-(-)	4(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
運輸・郵便業規模計	22(100.0)	-(-)	22(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	-(-)
中小企業	14(100.0)	-(-)	14(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
大企業	8(100.0)	-(-)	8(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
卸売・小売業規模計	79(100.0)	-(-)	79(100.0)	57(100.0)	53(93.0)	4(7.0)
中小企業	49(100.0)	-(-)	49(100.0)	20(100.0)	18(90.0)	2(10.0)
大企業	30(100.0)	-(-)	30(100.0)	37(100.0)	35(94.6)	2(5.4)
金融・保険業規模計	12(100.0)	-(-)	12(100.0)	11(100.0)	11(100.0)	-(-)
中小企業	6(100.0)	-(-)	6(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	-(-)
大企業	6(100.0)	-(-)	6(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	-(-)
宿泊・飲食サービス業規模計	3(100.0)	-(-)	3(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
中小企業	3(100.0)	-(-)	3(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
大企業	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
生活関連サービス・娯楽業規模計	20(100.0)	-(-)	20(100.0)	8(100.0)	7(87.5)	1(12.5)
中小企業	11(100.0)	-(-)	11(100.0)	3(100.0)	2(66.7)	1(33.3)
大企業	9(100.0)	-(-)	9(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
医療・福祉規模計	58(100.0)	2(3.4)	56(96.6)	182(100.0)	159(87.4)	23(12.6)
中小企業	34(100.0)	2(5.9)	32(94.1)	112(100.0)	101(90.2)	11(9.8)
大企業	24(100.0)	-(-)	24(100.0)	70(100.0)	58(82.9)	12(17.1)
複合サービス事業規模計	8(100.0)	-(-)	8(100.0)	7(100.0)	6(85.7)	1(14.3)
中小企業	2(100.0)	-(-)	2(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
大企業	6(100.0)	-(-)	6(100.0)	7(100.0)	6(85.7)	1(14.3)
サービス業規模計	27(100.0)	-(-)	27(100.0)	15(100.0)	13(86.7)	2(13.3)
中小企業	13(100.0)	-(-)	13(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
大企業	14(100.0)	-(-)	14(100.0)	10(100.0)	8(80.0)	2(20.0)

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成16年度以前は育児休業制度の利用者数に利用予定者は含まれていない。

## 第7 介護休業制度

### 1 介護休業制度の規定状況

回答のあった966事業所のうち、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は81.6%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「連続した3か月」または「93日」である事業所は78.0%、「93日を超える」事業所は14.5%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、金融・保険業が71.7%と最も高くなっている。

なお、休業中、中小企業では3.1%、大企業では1.7%が有給となっている。（第34表）

また、平成14年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。（第24図）

第34表 介護休業制度の規定状況

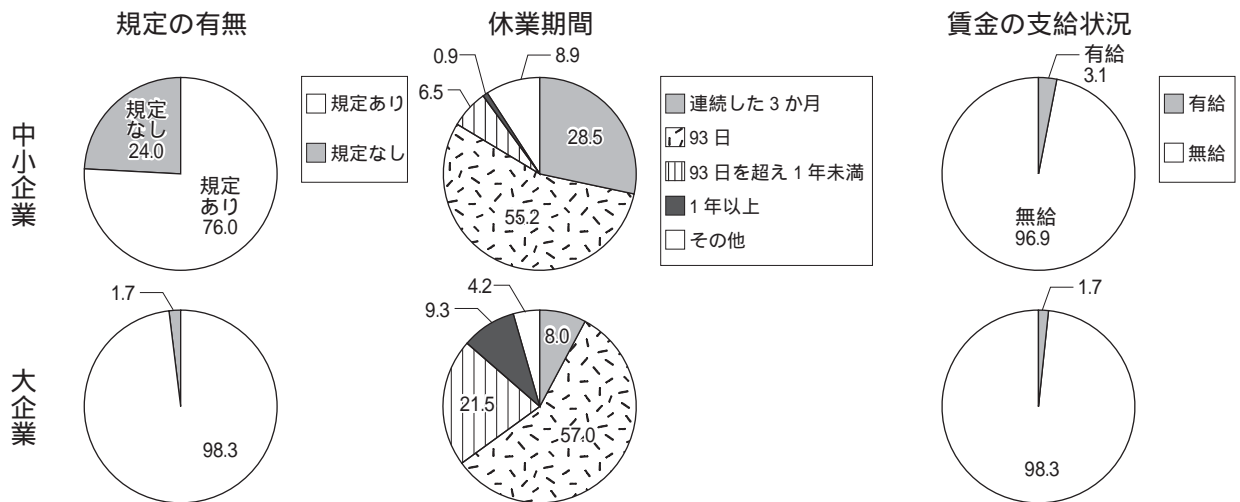
単位：%

区 分	介護休業制度 を定めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		連続した 3か月	93日	93日を超え 1年未満	1年以上	その他	
前年産業計	80.6	23.3	53.8	13.8	1.7	7.2	2.0
規模計							
中小企業	73.7	31.2	51.1	9.1	0.8	7.7	1.6
大企業	99.2	7.5	59.1	23.4	3.6	6.3	2.8
産業計	81.6	22.3	55.7	11.1	3.4	7.5	2.7
規模計							
中小企業	76.0	28.5	55.2	6.5	0.9	8.9	3.1
大企業	98.3	8.0	57.0	21.5	9.3	4.2	1.7
建設業	75.1	28.1	52.5	7.9	0.7	10.8	1.4
規模計							
中小企業	73.7	29.5	50.4	7.8	0.8	11.6	1.6
大企業	100.0	10.0	80.0	10.0	-	-	-
製造業	78.3	28.9	57.2	3.8	2.5	7.5	4.4
規模計							
中小企業	77.3	29.3	58.0	2.7	2.7	7.3	4.7
大企業	100.0	22.2	44.4	22.2	-	11.1	-
情報サービス業	100.0	20.0	60.0	20.0	-	-	-
規模計							
中小企業	100.0	14.3	71.4	14.3	-	-	-
大企業	100.0	33.3	33.3	33.3	-	-	-
運輸・郵便業	92.6	18.0	56.0	16.0	-	10.0	2.0
規模計							
中小企業	90.7	23.1	61.5	10.3	-	5.1	2.6
大企業	100.0	-	36.4	36.4	-	27.3	-
卸売・小売業	80.8	19.7	60.1	9.8	4.1	6.2	3.1
規模計							
中小企業	71.2	29.7	55.9	7.2	-	7.2	2.7
大企業	98.8	6.1	65.9	13.4	9.8	4.9	3.7
金融・保険業	100.0	3.8	20.8	52.8	18.9	3.8	-
規模計							
中小企業	100.0	12.5	75.0	-	-	12.5	-
大企業	100.0	2.2	11.1	62.2	22.2	2.2	-
宿泊・飲食サービス業	76.2	12.5	75.0	-	6.3	6.3	6.3
規模計							
中小企業	76.9	10.0	80.0	-	-	10.0	-
大企業	75.0	16.7	66.7	-	16.7	-	16.7
生活関連サービス・娯楽業	80.0	20.0	65.0	5.0	-	10.0	-
規模計							
中小企業	54.5	33.3	50.0	-	-	16.7	-
大企業	100.0	14.3	71.4	7.1	-	7.1	-
医療・福祉	86.9	30.1	54.8	9.7	-	5.4	4.3
規模計							
中小企業	83.3	36.9	44.6	10.8	-	7.7	6.2
大企業	96.6	14.3	78.6	7.1	-	-	-
複合サービス事業	100.0	-	89.5	5.3	-	5.3	-
規模計							
中小企業	100.0	-	75.0	-	-	25.0	-
大企業	100.0	-	93.3	6.7	-	-	-
サービス業	72.0	16.7	58.3	5.6	8.3	11.1	-
規模計							
中小企業	61.1	18.2	54.5	9.1	-	18.2	-
大企業	100.0	14.3	64.3	-	21.4	-	-

（注） 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

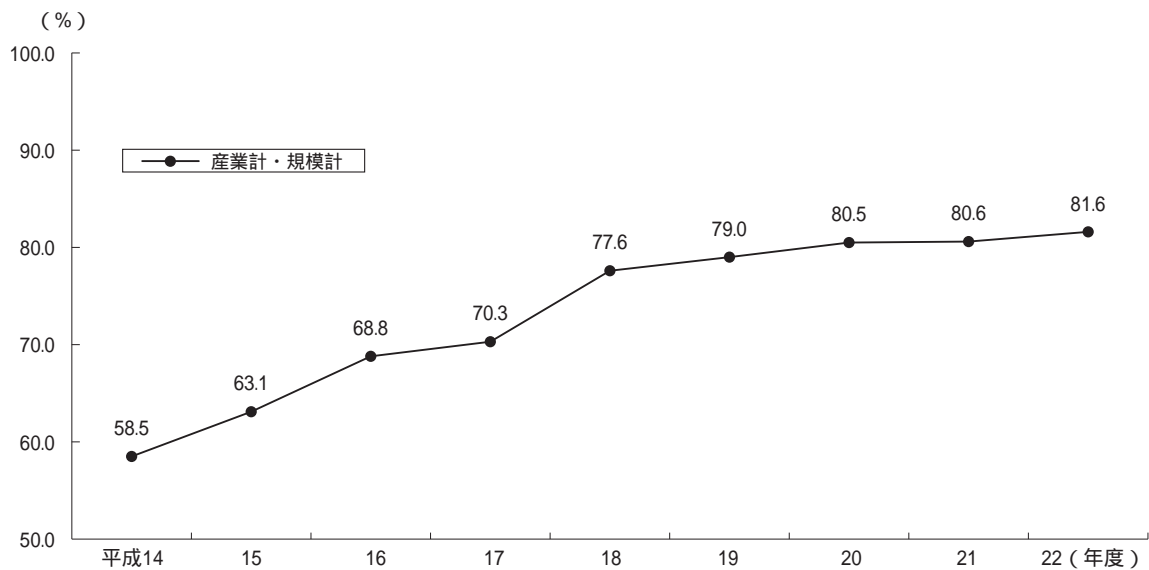
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。

第23図 介護休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第24図 介護休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値



## 2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成21年7月1日から平成22年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.3%となっている。規模別では中小企業で1.3%、大企業で4.6%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第35表）

また、平成14年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成15年度を除き概ね増加傾向であったが、平成20年度の2.6%をピークに、その後21年度、22年度は減少となった。（第25図）

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所，( )内は%

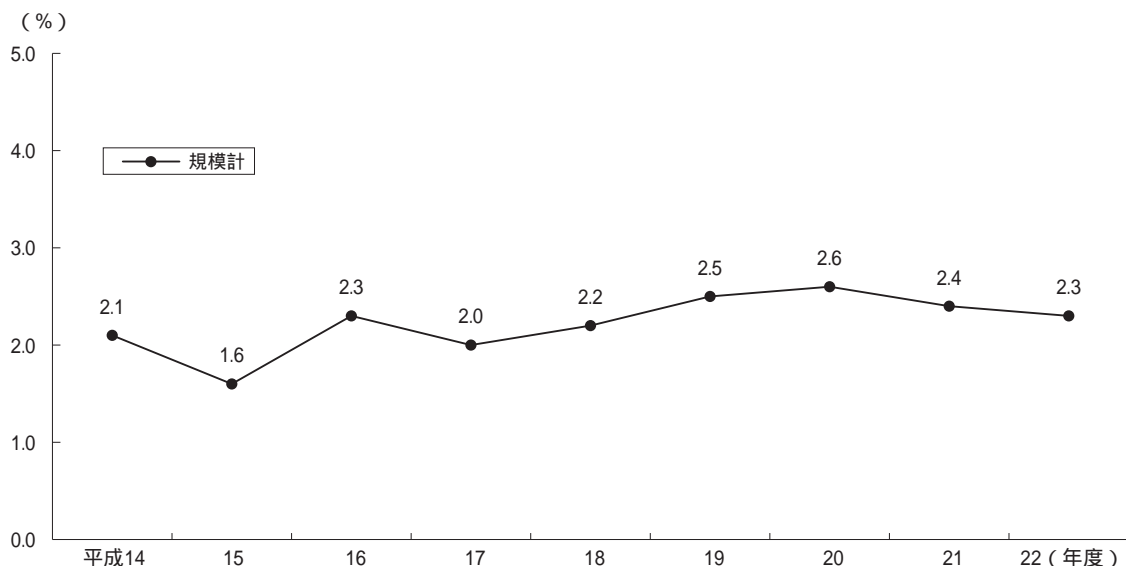
区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前年規模計	759 (100.0)	18 (2.4)	741 (97.6)
規模計	788 (100.0)	18 (2.3)	770 (97.7)
中小企業	551 (100.0)	7 (1.3)	544 (98.7)
大企業	237 (100.0)	11 (4.6)	226 (95.4)

第36表 介護休業制度利用者数

単位：人，( )内は%

規 模	利 用 者	男 性	女 性
規模計	19 (100.0)	6 (31.6)	13 (68.4)
中小企業	7 (100.0)	2 (28.6)	5 (71.4)
大企業	12 (100.0)	4 (33.3)	8 (66.7)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



- (注) 1 平成17年度以前は介護休業制度を労働協約・就業規則等での定めの有無を問わず、介護休業制度について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児については65.9%となっており、規模別では中小企業で57.2%、大企業で92.1%となっている。産業別では、金融・保険業が98.1%と最も多く、複合サービス事業、情報サービス業が9割以上で続いている。育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で83.2% 続いて「所定外労働の免除」の65.3%、「子どもの看護のための休暇」の55.1%となっている。一方、「経費の援助措置」は1.6%、「事業所内託児所」は0.8%と少なくなっている。

また、介護については65.9%となっており、規模別では中小企業で57.2%、大企業で92.1%となっている。産業別では、金融・保険業が98.1%と最も多く、複合サービス事業が94.7%と続いている。介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で76.3%、続いて「所定外労働の免除」の49.1%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の37.8%となっている。一方、「フレックスタイム制」は6.9%、「経費の援助措置」は1.6%と少なくなっている。(第37表)

第37表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：%

区 分	支援制度あり	うち採用している制度（複数回答）									
		勤務時間短縮制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	事業所内託児所	子どもの看護のための休暇	
前年産業計	規模計	67.1	79.0	8.2	38.7	2.2	10.7	58.3	19.7	0.6	48.7
	中小企業	58.2	78.6	6.2	40.4	1.5	12.5	55.1	17.2	0.2	42.4
	大企業	91.3	79.7	11.6	35.8	3.4	7.8	63.8	24.1	1.3	59.5
産 業 計	規模計	65.9	83.2	7.4	39.9	1.6	9.1	65.3	21.2	0.8	55.1
	中小企業	57.2	83.4	6.7	41.2	1.4	10.1	57.1	18.6	0.7	47.2
	大企業	92.1	82.9	8.6	37.4	1.8	7.2	80.6	26.1	0.9	69.8
建 設 業	規模計	54.6	80.2	7.9	46.5	1.0	14.9	54.5	10.9	1.0	46.5
	中小企業	52.6	80.4	7.6	45.7	1.1	15.2	52.2	12.0	1.1	45.7
	大企業	90.0	77.8	11.1	55.6	-	11.1	77.8	-	-	55.6
製 造 業	規模計	60.1	86.1	4.9	40.2	-	9.0	65.6	15.6	-	54.9
	中小企業	58.2	85.8	4.4	39.8	-	9.7	63.7	15.9	-	55.8
	大企業	100.0	88.9	11.1	44.4	-	-	88.9	11.1	-	44.4
情報サービス業	規模計	90.0	100.0	33.3	44.4	-	-	55.6	11.1	-	44.4
	中小企業	85.7	100.0	33.3	16.7	-	-	66.7	16.7	-	33.3
	大企業	100.0	100.0	33.3	100.0	-	-	33.3	-	-	66.7
運 輸 ・ 郵 便 業	規模計	70.4	78.9	13.2	52.6	-	5.3	47.4	13.2	-	44.7
	中小企業	62.8	70.4	14.8	59.3	-	7.4	37.0	14.8	-	40.7
	大企業	100.0	100.0	9.1	36.4	-	-	72.7	9.1	-	54.5
卸 売 ・ 小 売 業	規模計	64.4	87.0	7.8	42.2	1.9	10.4	67.5	32.5	-	51.3
	中小企業	51.9	84.0	7.4	42.0	2.5	8.6	60.5	21.0	-	37.0
	大企業	88.0	90.4	8.2	42.5	1.4	12.3	75.3	45.2	-	67.1
金 融 ・ 保 険 業	規模計	98.1	51.9	1.9	9.6	1.9	-	94.2	23.1	-	94.2
	中小企業	87.5	100.0	-	28.6	-	-	71.4	42.9	-	85.7
	大企業	100.0	44.4	2.2	6.7	2.2	-	97.8	20.0	-	95.6
宿泊・飲食サービス業	規模計	71.4	93.3	20.0	60.0	-	26.7	40.0	6.7	-	20.0
	中小企業	69.2	88.9	22.2	44.4	-	11.1	44.4	-	-	22.2
	大企業	75.0	100.0	16.7	83.3	-	50.0	33.3	16.7	-	16.7
生活関連サービス・娯楽業	規模計	72.0	94.4	22.2	61.1	-	11.1	77.8	33.3	-	55.6
	中小企業	54.5	83.3	-	50.0	-	16.7	50.0	50.0	-	33.3
	大企業	85.7	100.0	33.3	66.7	-	8.3	91.7	25.0	-	66.7
医 療 ・ 福 祉	規模計	79.4	88.2	3.5	35.3	4.7	7.1	62.4	25.9	4.7	56.5
	中小企業	74.4	84.5	3.4	29.3	3.4	8.6	56.9	27.6	3.4	51.7
	大企業	93.1	96.3	3.7	48.1	7.4	3.7	74.1	22.2	7.4	66.7
複合サービス事業	規模計	94.7	100.0	-	27.8	-	-	94.4	5.6	-	72.2
	中小企業	75.0	100.0	-	66.7	-	-	66.7	-	-	66.7
	大企業	100.0	100.0	-	20.0	-	-	100.0	6.7	-	73.3
サ ー ビ ス 業	規模計	50.0	80.0	8.0	36.0	4.0	8.0	60.0	28.0	-	56.0
	中小企業	36.1	76.9	-	38.5	7.7	7.7	53.8	30.8	-	46.2
	大企業	85.7	83.3	16.7	33.3	-	8.3	66.7	25.0	-	66.7

(注) 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

## 【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度（複数回答）							
		勤務時間 短縮制度	フレックス タイム制	始業・終業時刻の 繰下げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置転換 の際の配慮	
前年産業計	規模計	62.1	78.8	8.2	39.6	3.2	11.6	52.4	21.0
	中小企業	52.5	79.0	7.2	40.6	1.7	14.1	48.9	18.8
	大企業	88.2	78.6	9.8	37.9	5.8	7.6	58.0	24.6
産 業 計	規模計	65.9	76.3	6.9	37.8	1.6	7.8	49.1	19.8
	中小企業	57.2	75.2	6.3	37.3	1.7	8.2	42.7	17.6
	大企業	92.1	78.4	8.1	38.7	1.4	7.2	61.3	23.9
建 設 業	規模計	54.6	75.2	6.9	38.6	1.0	10.9	45.5	12.9
	中小企業	52.6	75.0	6.5	38.0	1.1	10.9	44.6	13.0
	大企業	90.0	77.8	11.1	44.4	-	11.1	55.6	11.1
製 造 業	規模計	60.1	77.0	4.9	39.3	-	8.2	47.5	14.8
	中小企業	58.2	77.9	5.3	39.8	-	8.8	46.0	15.0
	大企業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	66.7	11.1
情報サービス業	規模計	90.0	88.9	33.3	33.3	-	11.1	44.4	11.1
	中小企業	85.7	100.0	33.3	16.7	-	-	50.0	16.7
	大企業	100.0	66.7	33.3	66.7	-	33.3	33.3	-
運 輸 ・ 郵 便 業	規模計	70.4	73.7	13.2	52.6	-	10.5	44.7	7.9
	中小企業	62.8	63.0	14.8	59.3	-	14.8	33.3	7.4
	大企業	100.0	100.0	9.1	36.4	-	-	72.7	9.1
卸 売 ・ 小 売 業	規模計	64.4	82.5	7.1	42.9	2.6	9.1	57.1	33.8
	中小企業	51.9	80.2	6.2	39.5	3.7	7.4	49.4	24.7
	大企業	88.0	84.9	8.2	46.6	1.4	11.0	65.8	43.8
金 融 ・ 保 険 業	規模計	98.1	53.8	1.9	17.3	1.9	-	57.7	17.3
	中小企業	87.5	100.0	-	28.6	-	-	42.9	42.9
	大企業	100.0	46.7	2.2	15.6	2.2	-	60.0	13.3
宿泊・飲食サービス業	規模計	71.4	93.3	20.0	60.0	-	26.7	33.3	6.7
	中小企業	69.2	88.9	22.2	44.4	-	11.1	44.4	-
	大企業	75.0	100.0	16.7	83.3	-	50.0	16.7	16.7
生活関連サービス・娯楽業	規模計	72.0	88.9	22.2	44.4	5.6	5.6	66.7	27.8
	中小企業	54.5	66.7	-	16.7	16.7	-	50.0	33.3
	大企業	85.7	100.0	33.3	58.3	-	8.3	75.0	25.0
医 療 ・ 福 祉	規模計	79.4	69.4	2.4	30.6	2.4	3.5	41.2	21.2
	中小企業	74.4	63.8	1.7	22.4	1.7	3.4	29.3	20.7
	大企業	93.1	81.5	3.7	48.1	3.7	3.7	66.7	22.2
複 合 サービス 事業	規模計	94.7	100.0	-	27.8	-	-	61.1	5.6
	中小企業	75.0	100.0	-	66.7	-	-	66.7	-
	大企業	100.0	100.0	-	20.0	-	-	60.0	6.7
サ ー ビ ス 業	規模計	50.0	72.0	8.0	32.0	4.0	8.0	28.0	20.0
	中小企業	36.1	61.5	-	30.8	7.7	7.7	23.1	30.8
	大企業	85.7	83.3	16.7	33.3	-	8.3	33.3	8.3

（注）「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

## 第9 賃金の支払い形態

### 1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が68.9%と最も多く、次いで、割合が大きくなり「時給制」が24.0%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第38表)

第38表 賃金の支払い形態(労働者割合)

単位：%

区 分	時給制	日給制	月給制	年俸制	その他
前年産業計	21.1	6.6	71.1	0.9	0.2
産業計	24.0	5.8	68.9	0.7	0.6
規模計	24.0	5.8	68.9	0.7	0.6
中小企業	18.8	6.4	73.3	0.8	0.6
大企業	33.4	4.5	61.0	0.6	0.5
建設業	2.1	10.8	86.3	0.8	0.1
規模計	2.3	12.5	84.3	0.8	0.1
中小企業	0.5	0.2	98.6	0.6	-
大企業	22.4	5.7	70.9	0.8	0.1
製造業	21.0	5.7	72.2	1.0	0.2
規模計	27.8	5.7	66.3	0.2	0.1
中小企業	0.7	-	97.5	1.8	-
大企業	0.3	-	97.5	2.2	-
情報サービス業	2.6	-	97.4	-	-
運輸・郵便業	14.5	13.7	66.5	0.0	5.3
規模計	14.9	15.5	62.5	-	7.1
中小企業	13.3	8.3	78.3	0.2	-
大企業	43.8	0.8	54.2	0.9	0.3
卸売・小売業	31.3	1.5	66.0	0.7	0.5
規模計	56.5	0.2	42.1	1.1	0.1
中小企業	6.8	0.6	85.6	1.4	5.6
大企業	8.2	3.0	88.8	-	-
金融・保険業	6.5	0.1	84.8	1.8	6.8
規模計	55.3	1.0	43.0	0.7	-
中小企業	65.0	2.0	32.1	1.0	-
大企業	45.6	-	54.0	0.4	-
宿泊・飲食サービス業	32.2	11.9	54.9	1.0	-
規模計	26.5	4.6	68.9	-	-
中小企業	35.6	16.1	46.7	1.6	-
大企業	16.3	2.3	81.0	0.3	0.1
医療・福祉	16.6	3.2	79.9	0.2	0.1
規模計	15.9	0.8	82.9	0.4	-
中小企業	26.9	5.2	67.0	0.7	0.2
大企業	2.5	2.5	90.1	2.5	2.5
複合サービス事業	29.6	5.4	64.4	0.5	-
規模計	39.7	15.7	43.6	0.9	-
中小企業	28.8	9.1	59.9	2.2	-
大企業	47.4	20.4	32.2	-	-

## 第10 定年制度

### 1 定年制の有無と定年年齢

回答のあった964事業所のうち、定年制「あり」が926事業所（96.1%）となっている。

規模別では、中小企業で94.7%、大企業で100%の事業所が実施している。産業別では、情報サービス業、運輸・郵便業、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業、複合サービス事業で全事業所が採用している。一方、最も低い産業は宿泊・飲食サービス業（90.5%）となっている。

定年制「あり」とする事業所のうち定年年齢をみると、「60歳」（84.0%）とする事業所が8割を超え最も多く、次いで、「61歳以上」（12.0%）が1割程度となっている。（第39表）

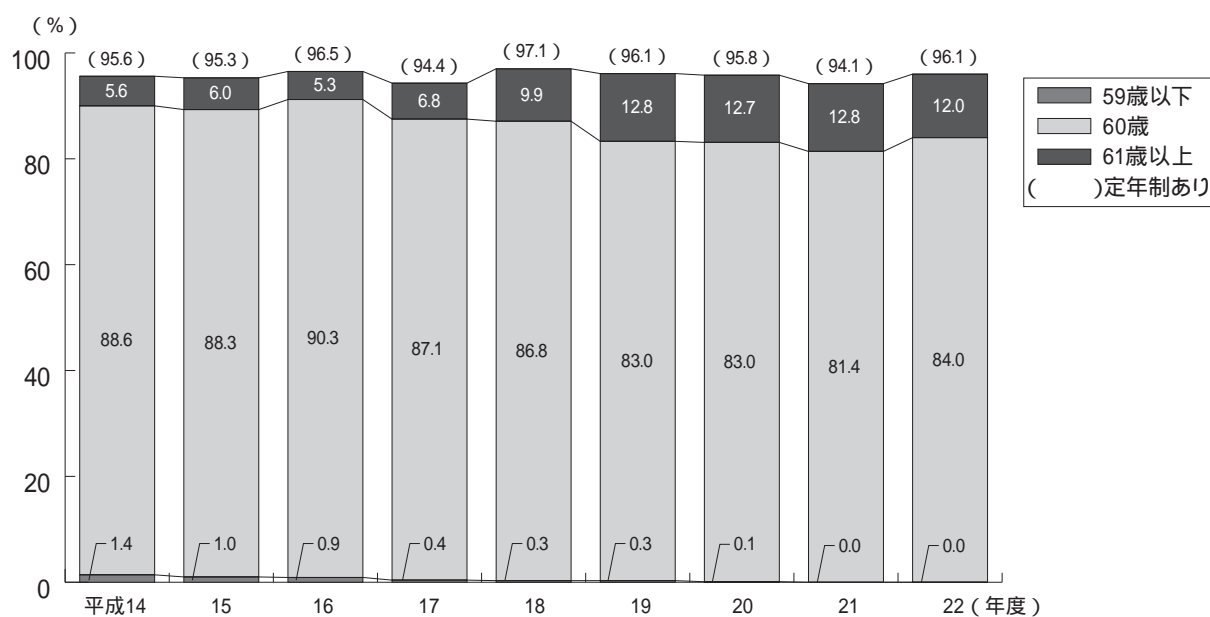
また、平成14年度からの定年制の有無と定年年齢の推移をみると、定年制の有無について、定年制「あり」の事業所は95%前後でほぼ横ばいの推移となっている。定年年齢については、「59歳以下」は平成21年度以降は0%、「60歳」とする事業所は減少、「61歳以上」とする事業所は増加傾向であったが、22年度では「60歳」が増加、「61歳以上」が減少となった。（第26図）

第39表 定年制の有無と定年年齢

単位：事業所、( )内は%

区 分	回答事業所数	定年制あり				平均年齢	定年制なし	
		59歳以下	60歳	61歳以上				
前年産業計	規模計	939	884 (94.1)	-	764 (81.4)	120 (12.8)	60.6歳	55 (5.9)
	中小企業	688	634 (92.2)	-	529 (76.9)	105 (15.3)	60.8歳	54 (7.8)
	大企業	251	250 (99.6)	-	235 (93.6)	15 (6.0)	60.2歳	1 (0.4)
産 業 計	規模計	964	926 (96.1)	-	810 (84.0)	116 (12.0)	60.6歳	38 (3.9)
	中小企業	723	685 (94.7)	-	583 (80.6)	102 (14.1)	60.7歳	38 (5.3)
	大企業	241	241(100.0)	-	227 (94.2)	14 (5.8)	60.2歳	-
建 設 業	規模計	185	182 (98.4)	-	154 (83.2)	28 (15.1)	60.8歳	3 (1.6)
	中小企業	175	172 (98.3)	-	144 (82.3)	28 (16.0)	60.9歳	3 (1.7)
	大企業	10	10(100.0)	-	10(100.0)	-	60.0歳	-
製 造 業	規模計	203	196 (96.6)	-	164 (80.8)	32 (15.8)	60.9歳	7 (3.4)
	中小企業	194	187 (96.4)	-	155 (79.9)	32 (16.5)	60.9歳	7 (3.6)
	大企業	9	9(100.0)	-	9(100.0)	-	60.0歳	-
情報サービス業	規模計	10	10(100.0)	-	10(100.0)	-	60.0歳	-
	中小企業	7	7(100.0)	-	7(100.0)	-	60.0歳	-
	大企業	3	3(100.0)	-	3(100.0)	-	60.0歳	-
運輸・郵便業	規模計	54	54(100.0)	-	42 (77.8)	12 (22.2)	60.8歳	-
	中小企業	43	43(100.0)	-	34 (79.1)	9 (20.9)	60.8歳	-
	大企業	11	11(100.0)	-	8 (72.7)	3 (27.3)	60.9歳	-
卸売・小売業	規模計	237	216 (91.1)	-	201 (84.8)	15 (6.3)	60.3歳	21 (8.9)
	中小企業	154	133 (86.4)	-	122 (79.2)	11 (7.1)	60.4歳	21 (13.6)
	大企業	83	83(100.0)	-	79 (95.2)	4 (4.8)	60.2歳	-
金融・保険業	規模計	53	53(100.0)	-	53(100.0)	-	60.0歳	-
	中小企業	8	8(100.0)	-	8(100.0)	-	60.0歳	-
	大企業	45	45(100.0)	-	45(100.0)	-	60.0歳	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	21	19 (90.5)	-	16 (76.2)	3 (14.3)	60.8歳	2 (9.5)
	中小企業	13	11 (84.6)	-	10 (76.9)	1 (7.7)	60.5歳	2 (15.4)
	大企業	8	8(100.0)	-	6 (75.0)	2 (25.0)	61.3歳	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	25	25(100.0)	-	24 (96.0)	1 (4.0)	60.2歳	-
	中小企業	11	11(100.0)	-	10 (90.9)	1 (9.1)	60.5歳	-
	大企業	14	14(100.0)	-	14(100.0)	-	60.0歳	-
医療・福祉	規模計	107	105 (98.1)	-	89 (83.2)	16 (15.0)	60.7歳	2 (1.9)
	中小企業	78	76 (97.4)	-	64 (82.1)	12 (15.4)	60.8歳	2 (2.6)
	大企業	29	29(100.0)	-	25 (86.2)	4 (13.8)	60.6歳	-
複合サービス事業	規模計	19	19(100.0)	-	18 (94.7)	1 (5.3)	60.3歳	-
	中小企業	4	4(100.0)	-	4(100.0)	-	60.0歳	-
	大企業	15	15(100.0)	-	14 (93.3)	1 (6.7)	60.3歳	-
サ ー ビ ス 業	規模計	50	47 (94.0)	-	39 (78.0)	8 (16.0)	60.6歳	3 (6.0)
	中小企業	36	33 (91.7)	-	25 (69.4)	8 (22.2)	60.8歳	3 (8.3)
	大企業	14	14(100.0)	-	14(100.0)	-	60.0歳	-

第26図 定年制の有無と定年年齢の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

## 2 定年延長の予定

定年制を採用している事業所のうち定年延長予定「あり」の事業所は147事業所(15.9%)となっており、規模別では中小企業が19.1%、大企業が6.6%となっている。産業別では、建設業が22.5%と最も高く、運輸・郵便業の22.2%が続き、金融・保険業は0%で最も低くなっている。

延長後の定年予定年齢は、平均で65.3歳となっており、規模別では、中小企業が65.4歳、大企業が64.9歳となっている。(第40表)

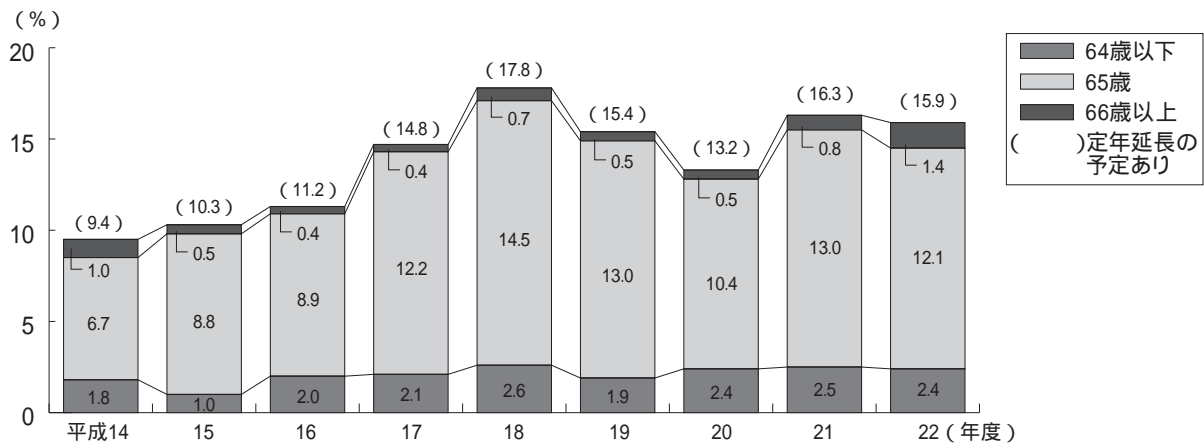
平成14年度からの定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移をみると、定年延長の予定の有無について「あり」とする事業所は平成18年度以降減少していたが21年度に増加に転じた。22年度は、前年より0.4ポイントの減少となった。また、延長後の定年予定年齢については、「65歳」を予定している事業所の割合が他に比べ高くなっている。(第27図)

第40表 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢

単位：事業所，( )内は%

区 分	回答事業所数(定年制ありの事業所のみ)	あ り	あ り			平均年齢	なし	不明	
			64歳以下	65歳	66歳以上				
前年産業計	規模計	884	144 (16.3)	22	115	7	65.0歳	567	173
	中小企業	634	125 (19.7)	15	103	7	65.0歳	386	123
	大企業	250	19 (7.6)	7	12	-	64.5歳	181	50
産 業 計	規模計	926	147 (15.9)	22	112	13	65.3歳	605	174
	中小企業	685	131 (19.1)	18	101	12	65.4歳	437	117
	大企業	241	16 (6.6)	4	11	1	64.9歳	168	57
建 設 業	規模計	182	41 (22.5)	5	32	4	65.3歳	98	43
	中小企業	172	39 (22.7)	5	30	4	65.3歳	94	39
	大企業	10	2 (20.0)	-	2	-	65.0歳	4	4
製 造 業	規模計	196	25 (12.8)	3	16	6	67.1歳	141	30
	中小企業	187	25 (13.4)	3	16	6	67.1歳	135	27
	大企業	9	-	-	-	-	-	6	3
情報サービス業	規模計	10	1 (10.0)	-	1	-	65.0歳	7	2
	中小企業	7	1 (14.3)	-	1	-	65.0歳	4	2
	大企業	3	-	-	-	-	-	3	-
運輸・郵便業	規模計	54	12 (22.2)	5	7	-	64.2歳	34	8
	中小企業	43	11 (25.6)	5	6	-	64.1歳	26	6
	大企業	11	1 (9.1)	-	1	-	65.0歳	8	2
卸売・小売業	規模計	216	36 (16.7)	5	31	-	64.8歳	131	49
	中小企業	133	27 (20.3)	1	26	-	64.9歳	82	24
	大企業	83	9 (10.8)	4	5	-	64.6歳	49	25
金融・保険業	規模計	53	-	-	-	-	-	50	3
	中小企業	8	-	-	-	-	-	7	1
	大企業	45	-	-	-	-	-	43	2
宿泊・飲食サービス業	規模計	19	4 (21.1)	-	4	-	65.0歳	12	3
	中小企業	11	4 (36.4)	-	4	-	65.0歳	6	1
	大企業	8	-	-	-	-	-	6	2
生活関連サービス・娯楽業	規模計	25	1 (4.0)	1	-	-	62.0歳	17	7
	中小企業	11	1 (9.1)	1	-	-	62.0歳	8	2
	大企業	14	-	-	-	-	-	9	5
医療・福祉	規模計	105	18 (17.1)	2	14	2	65.1歳	67	20
	中小企業	76	16 (21.1)	2	12	2	65.1歳	49	11
	大企業	29	2 (6.9)	-	2	-	65.0歳	18	9
複合サービス事業	規模計	19	1 (5.3)	-	1	-	65.0歳	16	2
	中小企業	4	-	-	-	-	-	3	1
	大企業	15	1 (6.7)	-	1	-	65.0歳	13	1
サ ー ビ ス 業	規模計	47	8 (17.0)	1	6	1	65.0歳	32	7
	中小企業	33	7 (21.2)	1	6	-	64.7歳	23	3
	大企業	14	1 (7.1)	-	-	1	67.0歳	9	4

第27図 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

### 3 継続雇用

定年制を採用している事業所のうち継続雇用を制度化している事業所は857事業所（92.5%）と9割を超えており、規模別では中小企業で91.4%、大企業で95.9%となっている。産業別では、金融・保険業が100%と最も高くなっている。一方、宿泊・飲食サービス業の84.2%が最も低くなっている。

継続雇用の形態をみると、「再雇用」を採用している事業所は663事業所（77.4%）、「勤務延長」を採用している事業所は74事業所（8.6%）、「再雇用と勤務延長の併用」を採用している事業所は112事業所（13.1%）となっている。（第41表）

また、平成14年度からの継続雇用制度の有無と形態の推移をみると、継続雇用制度がある事業所は増加傾向となっている。また、継続雇用の形態については、「再雇用」の制度のみを採用している事業所の割合が他に比べ高くなっている。（第28図）

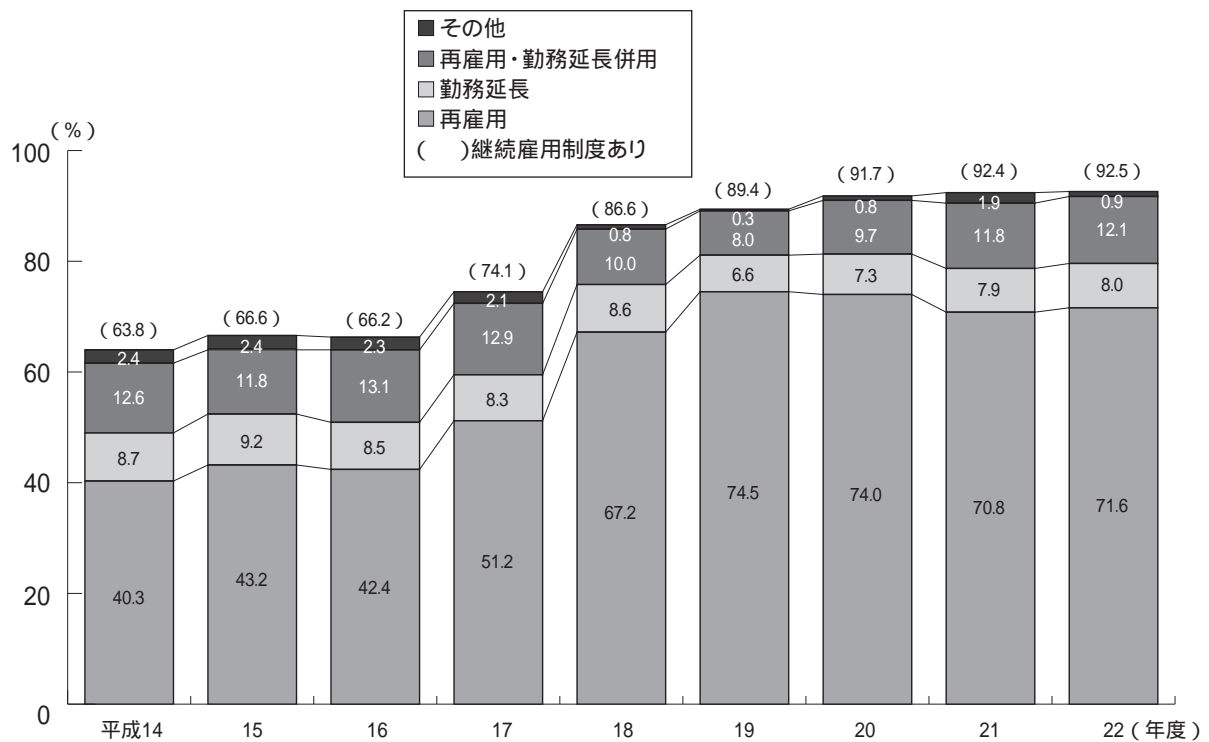
第41表 継続雇用制度の有無と形態

単位：事業所，( )内は%

区 分	回答事業所数 (定年制ありの 事業所のみ)	あ り					制度なし	
			再雇用	勤務延長	再雇用・勤務 延長の併用	その他		
前年産業計	規模計	884	817 (92.4)	626	70	104	17	67
	中小企業	634	577 (91.0)	409	63	91	14	57
	大企業	250	240 (96.0)	217	7	13	3	10
産 業 計	規模計	926	857 (92.5)	663	74	112	8	69
	中小企業	685	626 (91.4)	457	65	102	2	59
	大企業	241	231 (95.9)	206	9	10	6	10
建 設 業	規模計	182	167 (91.8)	121	16	29	1	15
	中小企業	172	157 (91.3)	112	16	28	1	15
	大企業	10	10 (100.0)	9	-	1	-	-
製 造 業	規模計	196	179 (91.3)	131	23	24	1	17
	中小企業	187	171 (91.4)	123	23	24	1	16
	大企業	9	8 (88.9)	8	-	-	-	1
情報サービス業	規模計	10	9 (90.0)	8	-	1	-	1
	中小企業	7	6 (85.7)	5	-	1	-	1
	大企業	3	3 (100.0)	3	-	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	54	53 (98.1)	37	4	9	3	1
	中小企業	43	42 (97.7)	30	4	8	-	1
	大企業	11	11 (100.0)	7	-	1	3	-
卸売・小売業	規模計	216	202 (93.5)	158	19	25	-	14
	中小企業	133	121 (91.0)	90	12	19	-	12
	大企業	83	81 (97.6)	68	7	6	-	2
金融・保険業	規模計	53	53 (100.0)	53	-	-	-	-
	中小企業	8	8 (100.0)	8	-	-	-	-
	大企業	45	45 (100.0)	45	-	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	19	16 (84.2)	12	1	2	1	3
	中小企業	11	10 (90.9)	7	1	2	-	1
	大企業	8	6 (75.0)	5	-	-	1	2
生活関連サービス・娯楽業	規模計	25	24 (96.0)	21	1	2	-	1
	中小企業	11	10 (90.9)	7	1	2	-	1
	大企業	14	14 (100.0)	14	-	-	-	-
医療・福祉	規模計	105	92 (87.6)	72	6	12	2	13
	中小企業	76	67 (88.2)	51	5	11	-	9
	大企業	29	25 (86.2)	21	1	1	2	4
複合サービス事業	規模計	19	18 (94.7)	18	-	-	-	1
	中小企業	4	4 (100.0)	4	-	-	-	-
	大企業	15	14 (93.3)	14	-	-	-	1
サ ー ビ ス 業	規模計	47	44 (93.6)	32	4	8	-	3
	中小企業	33	30 (90.9)	20	3	7	-	3
	大企業	14	14 (100.0)	12	1	1	-	-



第28図 継続雇用制度の有無と形態の推移



- (注) 1 平成17年度以前は継続雇用制度の形態について重複回答あり。  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値  
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値  
 4 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

## 第11 パートタイム労働者の賃金等

### 1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,324人で、うち男性は614人（18.5%）、女性は2,710人（81.5%）と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で44.3歳、女性が45.9歳であり、平均勤続年数は男性で4.4年、女性が6.1年となっている。

平成22年7月の総実労働時間数は男性が111.0時間で、うち所定外労働時間数は4.9時間となっている。また、女性は108.8時間で、うち所定外労働時間数は1.5時間となっている。（第42表）

産業別での月間総実労働時間数は製造業で123.3時間と最も長く、運輸・郵便業の122.0時間が続いている。また、所定外労働時間数では運輸・郵便業の5.9時間が最も長く、建設業の5.0時間が続いている。（第43表）

第42表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等（男女別）

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間) 男 性			月間総実労働時間数(時間) 女 性		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前年産業計	507	2,645	3.8	5.7	19.6	20.0	111.6	108.3	3.3	109.4	107.7	1.7
産 業 計	614	2,710	4.4	6.1	19.1	19.8	111.0	106.1	4.9	108.8	107.2	1.5
建設業	20	45	8.2	7.3	18.7	19.4	130.0	120.1	9.9	110.1	107.2	2.9
製造業	79	517	5.3	7.9	20.0	20.1	139.5	131.4	8.1	120.9	118.8	2.1
情報サービス業	-	4	-	12.8	-	17.8	-	-	-	98.3	98.3	-
運輸・郵便業	62	47	8.7	2.2	18.9	21.3	124.2	114.8	9.4	119.2	118.0	1.2
卸売・小売業	271	1,136	3.4	6.2	19.6	19.7	101.9	98.1	3.8	107.3	105.5	1.7
金融・保険業	1	168	8.0	7.0	21.0	19.2	112.0	110.0	2.0	118.8	117.3	1.5
宿泊・飲食サービス業	58	162	2.7	5.9	17.2	19.5	93.2	90.5	2.8	99.7	98.0	1.7
生活関連サービス・娯楽業	28	52	1.8	5.0	17.3	18.9	117.4	116.8	0.6	102.8	102.3	0.5
医療・福祉	30	457	3.3	4.2	20.9	19.9	115.5	114.5	0.9	103.7	103.4	0.3
複合サービス事業	2	4	4.5	9.3	15.0	19.5	120.0	120.0	-	112.5	111.0	1.5
サービス業	63	118	5.5	4.1	18.2	20.4	106.4	101.1	5.3	86.3	84.4	1.9

第43表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前年産業計	109.8	107.8	2.0
産 業 計	109.2	107.0	2.2
建設業	116.2	111.2	5.0
製造業	123.3	120.4	2.9
情報サービス業	98.3	98.3	-
運輸・郵便業	122.0	116.2	5.9
卸売・小売業	106.2	104.1	2.1
金融・保険業	118.8	117.2	1.5
宿泊・飲食サービス業	98.0	96.0	2.0
生活関連サービス・娯楽業	107.9	107.4	0.5
医療・福祉	104.5	104.1	0.4
複合サービス事業	115.0	114.0	1.0
サービス業	93.3	90.2	3.1

## 2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成22年7月の賃金支給総額は男性が107,467円で、うち所定内賃金は101,929円、所定外賃金は5,539円となっている。女性は96,839円で、うち所定内賃金は95,336円、所定外賃金は1,503円となっている。(第44表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は910円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、複合サービス事業が1,243円と最も高く、医療・福祉が1,083円と続く。一方、宿泊・飲食サービス業の833円が最も低くなっている。(第45表)

第44表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

区 分	月間賃金支給総額(円)			月間賃金支給総額(円)		
	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	108,273	104,258	4,015	97,921	96,200	1,721
産 業 計	107,467	101,929	5,539	96,839	95,336	1,503
建 設 業	163,610	141,478	22,131	103,127	98,807	4,320
製 造 業	134,587	124,972	9,615	99,807	97,635	2,172
情報サービス業	-	-	-	97,235	97,235	-
運輸・郵便業	120,346	110,816	9,530	96,728	95,639	1,089
卸売・小売業	92,749	88,956	3,793	92,150	90,586	1,564
金融・保険業	87,103	85,900	1,203	115,212	113,621	1,591
宿泊・飲食サービス業	80,587	77,530	3,057	82,460	80,728	1,732
生活関連サービス・娯楽業	110,630	109,838	792	91,403	90,845	558
医療・福祉	122,280	121,190	1,090	110,063	109,646	416
複合サービス事業	241,834	241,834	-	97,801	96,541	1,260
サービス業	118,619	113,121	5,498	71,348	70,023	1,325

第45表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間あたりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	914	-
産 業 計	910	100.0
建 設 業	1,019	111.9
製 造 業	839	92.2
情報サービス業	1,025	112.6
運輸・郵便業	908	99.7
卸売・小売業	877	96.3
金融・保険業	954	104.8
宿泊・飲食サービス業	833	91.5
生活関連サービス・娯楽業	908	99.7
医療・福祉	1,083	119.0
複合サービス事業	1,243	136.5
サービス業	944	103.7

# 調 査 票



## 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告  
登録第22-2号

(平成22年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

事業所番号	市町村コード			産業分類			企業規模
1～4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。お手数ですが、右上の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。(なお、その旨電話で連絡して下さっても結構です。)

9人  
以下

◆調査票記入にあたってのお願い

- ・太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は○で囲み空欄の場合は数字を記入してください。
- ・調査事項は特にことわりのない限り、7月31日現在の状況を回答してください。
- ・ご記入くださった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、8月31日(火)までに投函してください。
- ・ご不明の点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

新潟市 経済・国際部 雇用対策課      担当：白井、成田  
TEL 025-226-1642

### 1 企業全体の現況

該当する枠の番号を○で囲んでください。

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10	30	50	100	300人
?	?	?	?	?
29人	49人	99人	299人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円未満	1,000万円	5,000万円	1億円	3億円以上
	?	?	?	
	5,000万円未満	1億円未満	3億円未満	

《設問2以下は、企業全体ではなく**貴事業所**について記入してください。》

### 2 事業所の現況

事業所名			
所在地	(〒      -      )		
業種又は主要製品名			
記入担当者	所属		
フリガナ			
所属・氏名	氏名 (フリガナ)	TEL	
	(漢字)	FAX	

労働組合の有無	1	ある	2	ない
---------	---	----	---	----

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		①	うち		②	うち		
			正社員数	障がい者数		その他	障がい者数	
男性	人	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人

※派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。  
※この設問2を除く設問1～12については、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

### 3 初任給

平成22年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・今年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- ・ベースアップがあった場合は、ベースアップ後の確定した額を記入してください。
- ・金額は所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。
- ・短大・高専卒および大卒新規学卒者に関しては、内訳として、県外学校出身者の人数も記入してください。

	事務・技術				生 産			
中 学 卒				円 人				円 人
高 校 卒				円 人				円 人
専門学校卒				円 人				円 人
短大卒 高専卒				円 人				円 人
	(うち県外短大・高専出身者数) → ( 人)				(うち県外短大・高専出身者数) → ( 人)			
大 学 卒				円 人				円 人
	(うち県外大学出身者数) → ( 人)				(うち県外大学出身者数) → ( 人)			

### 4 労働時間制度

(1) 通常の1日・1週・1年あたりの所定労働時間を記入してください。

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

・計算の仕方は記入要領をご覧ください。

① 1日 時間  分      ② 1週 時間  分      ③ 1年 時間  分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→ (3) へ
2	採用していない	

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型型労働時間制 (30人未満の小売業、旅館のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

・1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休 2日制 (105日)	月3回週休 2日制 (88日)	隔週週休 2日制 (78日)	月2回週休 2日制 (76日)	月1回週休 2日制 (64日)	その他 (週休1日半制、週休1日 制等何らかの形での週休2 日制でない場合)	休 日 カレンダ-

※ ( )内は年間週休数の目安

### 5 年間休日数

(1) 年間休日数を記入してください。

(平成22年または平成22年度について記入してください。)

- ・調査期間のカレンダーは、別紙記入要領を参照してください。
- ・労働者の種類、職種などにより年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

年間休日数計
<input type="text"/>

日

- (2) 次の時期に3日以上連続休暇があれば、日数を記入してください。ない場合は「0」を記入してください。  
 (平成22年または平成22年度について記入してください。)  
 ・週休日、国民の祝日を含めた日数を記入してください。

年末年始		日
ゴールデンウィーク		日
夏季休暇 (お盆休み含む)		日

## 6 年次有給休暇

年次有給休暇の取得状況を記入してください。  
 (平成21年または21年度について記入してください。)

〔記入方法〕

- ①年休簿から下の表に従って労働者を抽出します。  
 ②抽出した労働者について各個人の年休付与日数(前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている 常用労働者数 (抽出後)		人
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)		日
年休取得日数の総計		日

常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
10～29人	1/1	全員記入
30～59人	1/2	2人目ごとに記入
60～99人	1/3	3人目ごとに記入
100～199人	1/4	4人目ごとに記入
200～299人	1/6	6人目ごとに記入
300～499人	1/8	8人目ごとに記入(60人まで)
500人以上	1/10	10人目ごとに記入(90人まで)

## 7 特別休暇制度

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。(労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。導入しているものすべてに○)。

- ・4に該当する場合は、平成21年または平成21年度について取得者の人数を記載してください。
- ・5に該当する場合は、貴事業所で導入しているすべての特別休暇を記載してください。

1	リフレッシュ休暇
2	ボランティア休暇
3	自己啓発のための休暇
4	男性の育児参加のための休暇( )人
5	その他

→ 具体例:

- ・「リフレッシュ休暇」とは、労働者の勤続年数の節目に(10年、20年等)、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいいます。
- ・「ボランティア休暇」とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇をいいます。
- ・「自己啓発のための休暇」とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために、取得できる休暇をいいます。
- ・「男性の育児参加のための休暇」とは、育児休業とは別に、男性が育児に参加するために取得できる休暇をいいます。

## 8 育児休業制度

- (1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	子が1歳に達するまで
2	子が1歳6カ月に達するまで
3	子が3歳に達するまで
4	子の小学校就学まで
5	その他( )

- (3) 育児休業中の金銭の支払い状況をお答えください。

・雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は「0」を記入してください。)

①平成21年7月1日から平成22年6月30日までに子どもが生まれた労働者の数を記入してください。

②上記のうち平成21年7月1日から平成22年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む)

出産者	女性	男性
取得者	女性	男性

## 9 介護休業制度

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある
2	ない

→ (2) へ

→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」 へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	連続した3カ月
2	のべ93日
3	93日を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ( )

(3) 介護休業中の金銭の支払い状況をお答えください。(雇用保険の介護休業給付金は除きます。)

1	支給あり
2	支給なし

(4) 平成21年7月1日から平成22年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。

(いない場合は「0」を記入してください。)

	女性	男性
	人	人

## 10 仕事と家庭の両立のための支援制度

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度はありますか。(労働協約・就業規則等に定めていない場合も含みます。)

1	あり
2	なし

(2) どのような制度がありますか。(育児・介護、それぞれ採用しているものに○)

育児	介護	
1	1	勤務時間短縮制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8		事業所内託児所
9		子どもの看護のための休暇

## 11 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。(合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。派遣労働者は含めないでください。)

- ・「日給月給制(欠勤その他労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制)」は「月給制」に該当します。
- ・4「年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1	時給制(人)	2	日給制(人)	3	月給制(人)	4	年俸制(人)	5	その他(人)	対象者の職種

## 12 定年制

定年制についての状況を記入して下さい。

1	あり( 歳)
2	なし

(a) 定年延長の予定

1	あり( 歳)	2	なし	3	不明
---	--------	---	----	---	----

(b) 継続雇用制度

1	あり	3	再雇用・勤務延長の併用
2	なし		
4	その他		

・1「あり」の場合は、(a)定年延長の予定、(b)継続雇用制度の両方について回答してください。

ご協力ありがとうございました

新潟県統計報告  
登録第 22-2号

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはない。調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報を守らねばならない。

新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【個人票】

(平成22年7月31日現在)

(※この欄には記入しないでください。)

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

記入の対象は、企業全体ではなく、貴事業所のみです。

この個人票に記入する常用労働者の選り方	抽出割合	記入労働者の選り方
貴事業所の賃金台帳等の常用労働者の中から右の表の基準に従って選んでください。ただし、次に該当する者は除きます。 ・重役、理事等(一般の労働者と同じ規定により給与を受けている者は除かない) ・医師、歯科医師、獣医師 ・出勤日数18日未満の一般労働者(パートタイム労働者は10日未満)		
10~29人	1/1	全員記入
31~59人	1/2	2人目ごとに記入
60~99人	1/3	3人目ごとに記入
100~199人	1/4	4人目ごとに記入
200~299人	1/6	6人目ごとに記入
300~499人	1/8	8人目ごとに記入(最高80人まで)
500人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

1 事業所番号				2 市町村コード			3 産業分類			4 企業規模
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

5 労働者番号 (記入しないください)	6 性別 (どちらか一方に○)	7 年齢 (1年未満切り捨て)	8 年齢 (1年未満切り捨て)	9 就業形態 (該当する番号に○)	10 最終学歴 (該当する番号に○)	11 労働者の職種 (該当する番号に○)	12 7月分の実労働日数	13 7月分の総実労働時間数			15 7月分の賃金支給総額																					
								14 (所定内+所定外労働時間数)		うち所定外労働時間数		16 (所定内+所定外賃金額) 【各種階級別賃金額】							うち所定外賃金 (超過勤務手当)													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
1	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
2	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
3	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
4	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
5	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
6	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
7	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
8	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
9	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
10	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
11	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
12	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
13	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
14	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
15	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
16	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
17	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
18	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
19	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
20	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
21	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
22	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
23	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
24	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
25	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
26	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
27	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
28	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
29	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
30	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
31	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
32	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
33	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
34	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
35	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
36	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
37	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
38	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
39	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
40	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
41	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
42	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
43	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						
44	男	2	2	1	1	1	23	1	1	1																						



# 付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤続年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 者 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実 働 日 数	月 間 実 働 時 間 数			月 間 賃 金 額		
				計	所 定 内	所 定 外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時 間	時 間	時 間	円	円	円
規 模 計	14,959	12.3	22.0	177.9	167.7	10.2	279,753	262,701	17,052
~ 17歳	1	1.0	19.0	76.0	76.0	0.0	62,242	62,242	0
18~19	94	0.5	22.0	175.4	167.9	7.5	171,198	162,311	8,886
20~24	1,132	1.8	22.0	178.7	167.6	11.1	196,889	182,289	14,599
25~29	1,711	4.3	21.9	180.1	167.7	12.4	226,227	208,097	18,130
30~34	2,008	7.5	22.0	179.5	167.8	11.7	252,460	233,190	19,270
35~39	2,109	10.7	21.9	179.5	168.0	11.5	281,562	261,710	19,852
40~44	1,886	13.2	22.1	181.2	169.3	11.9	306,399	284,377	22,022
45~49	1,695	16.0	21.9	177.3	168.1	9.3	320,470	303,188	17,282
50~54	1,676	19.5	22.0	175.1	167.7	7.4	333,334	319,396	13,937
55~59	1,573	21.0	22.0	175.1	166.8	8.3	319,039	304,824	14,215
60~64	904	18.6	22.0	171.7	165.7	6.0	261,238	252,112	9,126
65~	170	18.3	22.0	169.8	163.9	6.0	236,626	228,763	7,863
男 子 計	10,391	13.1	22.1	181.4	169.3	12.0	305,090	284,532	20,558
~ 17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18~19	61	0.5	22.1	176.3	167.5	8.9	177,525	166,681	10,844
20~24	601	1.9	22.1	184.0	168.9	15.1	209,480	189,023	20,457
25~29	1,096	4.3	22.1	184.6	168.9	15.6	238,552	215,451	23,101
30~34	1,367	7.6	22.2	183.6	169.2	14.4	269,823	245,550	24,273
35~39	1,507	10.7	22.1	183.2	169.7	13.5	303,723	280,140	23,583
40~44	1,395	13.5	22.3	185.2	171.2	14.0	332,053	305,744	26,309
45~49	1,182	17.0	22.2	181.1	170.4	10.7	354,517	334,249	20,268
50~54	1,187	20.7	22.1	177.9	169.5	8.4	366,785	350,767	16,019
55~59	1,151	21.9	22.1	177.7	168.3	9.4	345,977	329,813	16,164
60~64	711	18.4	22.0	172.9	166.4	6.4	278,427	268,343	10,083
65~	133	16.7	21.9	171.2	164.5	6.7	237,892	229,059	8,834
女 子 計	4,568	10.5	21.6	170.1	164.1	6.0	222,120	213,043	9,077
~ 17歳	1	1.0	19.0	76.0	76.0	0.0	62,242	62,242	0
18~19	33	0.4	21.7	173.7	168.6	5.1	159,501	154,234	5,267
20~24	531	1.6	21.9	172.8	166.1	6.6	182,638	174,668	7,970
25~29	615	4.3	21.7	172.2	165.5	6.7	204,263	194,992	9,271
30~34	641	7.3	21.5	170.7	164.8	5.9	215,431	206,831	8,600
35~39	602	10.5	21.5	170.2	163.8	6.4	226,086	215,572	10,514
40~44	491	12.1	21.4	169.9	163.8	6.1	233,514	223,671	9,844
45~49	513	13.6	21.3	168.5	162.5	6.0	242,022	231,619	10,403
50~54	489	16.7	21.6	168.3	163.1	5.1	252,132	243,247	8,885
55~59	422	18.6	21.6	168.1	162.6	5.5	245,567	236,667	8,900
60~64	193	19.2	21.9	167.3	162.9	4.5	197,917	192,317	5,600
65歳~	37	24.0	22.2	165.0	161.6	3.4	232,074	227,702	4,372

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集計者 労働者 数	勤年 続数	月間 実労働 日数	月間実労働時間数			月 間 賃 金 額		
				計	所定内	所定外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	3,324	5.8	19.7	109.2	107.0	2.2	98,803	96,554	2,249
~ 17歳	30	0.8	13.9	57.9	57.9	0.0	41,534	41,534	0
18~19	60	0.6	16.1	68.7	67.2	1.5	54,878	53,666	1,213
20~24	216	1.5	17.9	100.5	98.7	1.7	84,210	82,441	1,769
25~29	181	2.6	19.4	119.1	115.7	3.5	106,500	102,863	3,637
30~34	247	3.7	19.6	117.2	114.9	2.3	106,651	104,190	2,461
35~39	345	3.6	19.8	108.5	106.8	1.6	98,579	96,439	2,140
40~44	394	4.6	20.1	111.4	109.9	1.5	100,543	98,959	1,584
45~49	430	6.1	19.9	111.4	109.7	1.7	102,825	100,998	1,827
50~54	424	7.5	20.3	110.5	108.3	2.2	99,218	97,127	2,091
55~59	421	9.1	20.4	111.7	109.7	2.0	100,803	98,829	1,974
60~64	361	7.6	20.0	108.6	105.3	3.3	99,359	96,048	3,311
65~	215	9.0	19.3	105.0	101.9	3.0	101,671	98,445	3,226
男 子 計	614	4.4	19.1	111.0	106.1	4.9	107,467	101,929	5,539
~ 17歳	12	0.9	13.8	53.9	53.9	0.0	37,796	37,796	0
18~19	27	0.6	16.0	74.6	72.4	2.2	58,687	57,209	1,478
20~24	102	1.5	17.8	99.1	96.6	2.5	83,015	80,472	2,543
25~29	51	2.3	18.8	119.2	114.6	4.5	108,933	103,701	5,233
30~34	44	3.1	19.6	120.5	115.8	4.7	114,196	109,087	5,109
35~39	36	3.7	21.7	136.9	128.4	8.4	142,887	129,261	13,626
40~44	28	2.8	20.5	107.7	103.3	4.5	104,293	99,952	4,341
45~49	32	2.6	20.3	100.0	90.6	9.3	103,684	93,757	9,927
50~54	35	4.9	20.5	109.4	103.4	6.0	121,469	114,464	7,004
55~59	44	6.2	21.8	119.3	113.4	5.9	114,187	108,241	5,947
60~64	98	5.2	19.2	119.6	113.7	5.9	119,723	112,941	6,782
65~	105	9.8	18.6	115.0	110.5	4.4	119,130	114,286	4,844
女 子 計	2,710	6.1	19.8	108.8	107.2	1.5	96,839	95,336	1,503
~ 17歳	18	0.8	14.0	60.6	60.6	0.0	44,026	44,026	0
18~19	33	0.5	16.2	63.9	62.9	1.0	51,762	50,766	996
20~24	114	1.5	18.1	101.7	100.6	1.1	85,279	84,203	1,076
25~29	130	2.7	19.6	119.1	116.1	3.1	105,545	102,534	3,011
30~34	203	3.8	19.6	116.5	114.7	1.8	105,016	103,129	1,887
35~39	309	3.6	19.6	105.1	104.3	0.8	93,416	92,615	802
40~44	366	4.7	20.1	111.7	110.4	1.3	100,256	98,883	1,373
45~49	398	6.4	19.9	112.3	111.2	1.1	102,756	101,580	1,176
50~54	389	7.8	20.3	110.6	108.8	1.8	97,216	95,567	1,649
55~59	377	9.5	20.3	110.8	109.3	1.5	99,241	97,731	1,510
60~64	263	8.5	20.2	104.5	102.2	2.3	91,770	89,753	2,017
65~	110	8.2	19.9	95.5	93.8	1.7	85,006	83,325	1,681

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…

事業主の  
みなさまへ

## 雇用奨励助成金

のご案内

### 新潟市障がい者雇用奨励援助制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所の紹介により雇用し、国等の助成金（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付する制度です。

### お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者（その家族）の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

### お問い合わせ先

新潟市 経済・国際部 雇用対策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第一分館3階

電話 025-226-1642

## 雇用奨励助成金の交付

### 交付申請の手続きは

国等の助成金の支給経過後も引続き常用労働者として雇用し、期間が6ヶ月経過後に所定の申請書に関係書類を添えて申請してください。

詳しくは障がい者職業アドバイザーにご相談ください。

### 交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

### 金額・交付期間

- (1) 重度障がい者並びに、その他の障がい者のうち45歳以上の者  
ただし、短時間労働被保険者は(2)とする。

1人月額 10,000円を12ヶ月

- (2) その他の障がい者 1人月額 5,000円を6ヶ月

### 提出書類

- (1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書  
(2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)  
又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

### 提出期限

国等の助成金の支給期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、重度障がい者は6ヶ月毎に2回提出してください。

### 交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。

誰もが  
活き活き働いている企業  
応援します！



## 新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めています。

# 新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

## 1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。

## 2 登録企業のメリットは？

- ① 随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ② 指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。（ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません）
- ③ 市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。

## 3 登録条件は？

- ① 市内に本店を有する中小企業者であること。
- ② 新潟市競争入札参加者名簿に登録されていること。
- ③ 障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④ 過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則3.6%以上、かつ2人以上の雇用があること。

## 4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が7.2%以上の場合、以下のメリットがあります。

■障がい者雇用率7.2%以上14.4%未満

常用労働者数（市内事業所） ×7.2%（小数点以下切上げ） の半数以上の重度障がい者 を雇用	その他
2品目まで	1品目

■障がい者雇用率14.4%以上

常用労働者数（市内事業所） ×14.4%（小数点以下切上げ） の半数以上の重度障がい者 を雇用	その他
3品目まで	2品目まで

## 5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

## 《お問い合わせ》

登録申請については 新潟市雇用対策課 TEL(025)226-1642

契約関係については 新潟市契約課物品契約係 TEL(025)226-2213

ホームページでもお知らせしています▷▷ <http://www.city.niigata.jp>



# 男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関わられる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

## 対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

**5万円**

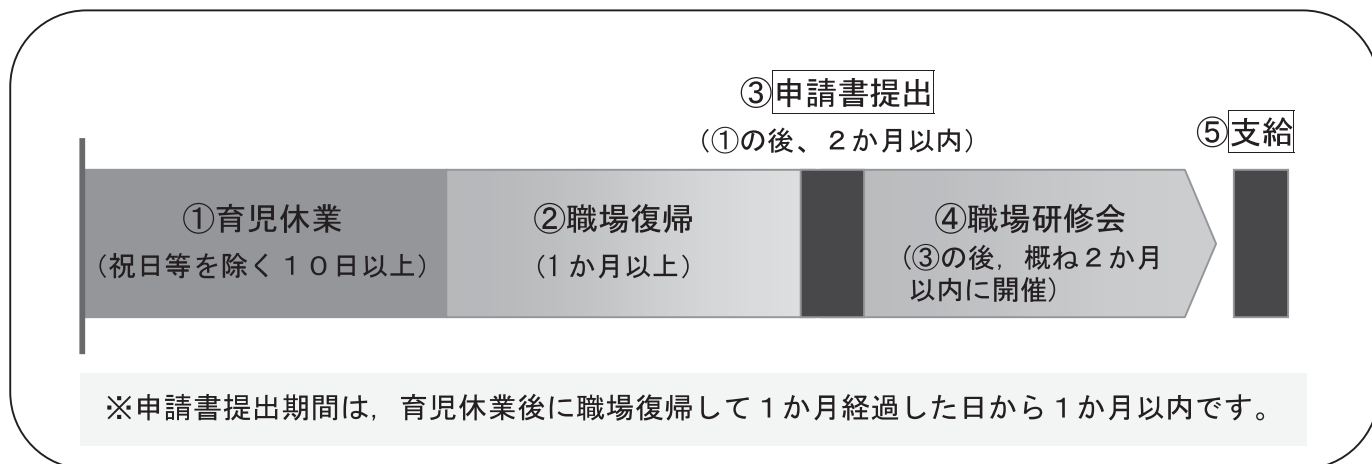
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

**20万円**

## 条件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること  
(国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く)
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

## 支給までの流れ



## 必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主）

### 問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061 Fax: 025-228-2219

URL: <http://www.city.niigata.jp/info/danjo/ikukyu/ikukyu.HTM>

E-mail: [danjo@city.niigata.lg.jp](mailto:danjo@city.niigata.lg.jp)



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために



.....  
新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書  
平成23年3月

発行  
新潟市経済・国際部雇用対策課  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
電話(025)226-1642

印刷  
株式会社プレスメディア  
新潟市江南区曙町3丁目2番20号  
.....